

参 考

参考-1

○泉佐野市防災会議条例

昭和39年12月24日

泉佐野市条例第45号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、泉佐野市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 泉佐野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、20人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部門の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 泉州南消防組合消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) その他市長が必要と認める者

6 前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項についての調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第4条の2 防災会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員を補佐する。

(報酬)

第5条 委員及び専門委員の報酬は、別に定める。

2 委員のうち市の経済に属する常勤の職員であるものに対しては報酬を支給しない。

(費用弁償)

第6条 委員等が職務を行うため要した経費は、その費用弁償として、泉佐野市職員等の旅費についての条例(昭和38年泉佐野市条例第8号)による市長相当額とする。ただし、委員等のうち市の経済に属する常勤の職員であるものについては、その本務の旅費相当額とする。

(支給方法)

第7条 報酬及び費用弁償の支給方法についてこの条例に定めがない事項については、泉佐野市職員の例による。

(補則)

第8条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則 抄

1 この条例は、昭和40年1月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日泉佐野市条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日泉佐野市条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に任命されている泉佐野市防災会議及び泉佐野市国民健康保険運営協議会の委員については、改正後の泉佐野市防災会議条例第 3 条第 5 項及び泉佐野市国民健康保険条例第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年 12 月 26 日泉佐野市条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 27 日泉佐野市条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日泉佐野市条例第 18 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

参考-2

○泉佐野市防災会議運営要綱

昭和40年1月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は泉佐野市防災会議条例第8条の規定に基づき、泉佐野市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は会長が招集し、議長となる。

2 会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、その防災会議の会議において委員とみなすものとする。

(専決処分)

第4条 緊急を要し会議を招集するいとまがないと認めるとき、又はやむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は会議で処理する事項のうち軽易な事項について、専決処分をすることができる。

2 前項に定めるもののほか、会長は、機構改革に伴うもの及び字句、数字等の軽微な事項の修正について、専決処分することができる。

3 会長は前各項の規定により専決処分をしたときは、次の会議において、その旨を報告するものとする。

(会議の公開)

第5条 防災会議の会議は、公開する。ただし、防災会議の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第6条各号に掲げる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 防災会議の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第6条 この会議の庶務は、泉佐野市市民協働部危機管理課において掌理する。

(補則)

第7条 この要綱にさだめるもののほか会議に必要な事項はその都度会長が定める。

付則

この要綱は昭和40年1月1日より実施する。

付則

この要綱は平成12年4月1日より実施する。

付則

この要綱は平成17年4月1日より実施する。

付則

この要綱は平成23年4月1日より実施する。

付則

この要綱は平成23年10月1日より実施する。

付則

この要綱は平成26年8月22日より実施する。

付則

この要綱は平成30年4月1日より実施する。

付則

この要綱は令和3年4月1日から実施する。

泉佐野市防災会議委員一覧

【委員 20名以内】

令和4年7月1日現在

区 分		職 名
会 長		泉佐野市長
1号	指定地方行政機関の職員	岸和田海上保安署長
2号	大阪府知事の部内の職員	岸和田土木事務所参事兼地域支援・企画課長
		大阪港湾局 湾岸部・海岸部 阪南建設管理課長
		泉佐野保健所長
3号	大阪府警の警察官	泉佐野警察署長
5号	教育長	泉佐野市 教育長
6号	消防長及び消防団長	泉州南広域消防本部 消防長
		泉佐野市 消防団長
7号	指定公共機関又は指定地方機関の職員	新関西国際空港(株)総務部担当部長
		西日本電信電話株式会社関西支店 設備部長
		関西電力送配電株式会社大阪南総務部南大阪地域統括長
		大阪ガスネットワーク株式会社南部事業部導管計画チームマネジャー
		南海電気鉄道(株)泉佐野駅長
		地方独立行政法人りんくう総合医療センター事務局長
		西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部大阪支社熊取駅長
8号	自主防災組織を構成する者	泉佐野市自主防災組織連絡協議会 会長
9号	その他	泉佐野市土地改良区 事業団体連絡協議会 会長
		陸上自衛隊第三十七普通科連隊第一中隊長
		一般社団法人 泉佐野泉南医師会副会長(泉佐野市担当)
		原子力規制庁熊取原子力規制事務所長
専 門 委 員		泉佐野市消防団女性分団部長

条例第4条の2

区 分	職 名
幹 事	泉佐野市 政策監(兼)市長公室長
	泉佐野市 政策監(兼)総務部長
	泉佐野市 政策監(兼)生活産業部長(兼)農業委員会事務局長
	泉佐野市 政策監(兼)健康福祉部長(兼)福祉事務所長
	泉佐野市 政策監(兼)教育部長
	泉佐野市 政策監(兼)都市整備部長
	泉佐野市 政策監(兼)市民協働部長
	泉佐野市 政策監(兼)議会事務局長
	泉佐野市 政策監(兼)成長戦略室長
	泉佐野市 こども部長
	泉佐野市 上下水道局上水道担当理事
	泉佐野市 上下水道局下水道担当理事
	泉佐野市 市民協働部危機管理監

参考-4

泉佐野市防災対策検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 総合的かつ計画的な防災対策の検討及び推進を図るため、庁内関係部局で組織する泉佐野市防災対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 地域防災計画修正案の作成に関すること
- (2) 防災関連計画及びマニュアル作成に関すること
- (3) 国土強靱化地域計画の作成に関すること
- (4) 国民保護計画変更案の作成に関すること
- (5) その他防災対策の検討及び推進に関すること

(組織)

第3条 委員会は、副市長、教育長及び上下水道事業管理者並びに部長級職員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会には、委員長副委員長を置き、委員長には、市民協働部危機管理課の事務を担当する副市長、副委員長には、それ以外の副市長、教育長及び上下水道事業管理者をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、運営を円滑に行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の所掌庶務、構成及び運営方法は、委員会において定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民協働部危機管理課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

参考-5

○泉佐野市災害対策本部条例

昭和39年12月24日

泉佐野市条例第46号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、泉佐野市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 災害対策本部は、本市防災会議と緊密な連絡のもとに地域防災計画に基づき、災害予防及び災害応急対策を実施する。

(本部長及び本部員)

第3条 災害対策本部は、本部長、本部員及びその他の職員をもって組織する。

2 災害対策本部長は、市長をもって充てる。

3 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

4 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、その部の事務を掌理する。

(補則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、昭和40年1月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日泉佐野市条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月26日泉佐野市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月27日泉佐野市条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

参考-6

○泉佐野市非常勤消防団員等の公務災害補償に関する条例

平成18年6月30日

泉佐野市条例第26号

泉佐野市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年泉佐野市条例第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第24条第1項、消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3、水防法(昭和24年法律第193号)第45条及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づき、非常勤消防団員及び消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者並びに水防に従事した者並びに応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(損害補償を受ける権利)

第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。)若しくは第29条第5項(同法第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)若しくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

(損害補償の種類、範囲、金額、支給方法等)

第3条 損害補償の種類、範囲、金額、支給方法その他損害補償に関して必要な事項については、非常

勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)の規定(災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第36条第1項の規定により消防作業従事者、救急業務協力者又は水防従事者に係る損害補償の規定の定めるとおりとされた場合を含む。)の例による。

(審査請求)

第4条 市の行う非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、審査請求をすることができる。

(報告、出頭等)

第5条 市は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(損害補償費の返還要求)

第6条 市は、非常勤消防団員等に対して、この条例の規定により、損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該非常勤消防団員等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者がいるときは、市は、その損害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

附 則(平成18年9月29日泉佐野市条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月29日泉佐野市条例第25号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年12月22日泉佐野市条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日泉佐野市条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日泉佐野市条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月29日泉佐野市条例第6号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている退隠料を受ける権利又は傷病補償年金若しくは年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

参考-7

○泉佐野市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年10月5日

泉佐野市条例第40号

改正 昭和50年6月25日泉佐野市条例第13号

昭和52年4月1日泉佐野市条例第10号

昭和53年7月1日泉佐野市条例第14号

昭和56年6月27日泉佐野市条例第22号

昭和57年12月23日泉佐野市条例第30号

昭和62年3月28日泉佐野市条例第13号

平成3年12月25日泉佐野市条例第42号

平成13年12月26日泉佐野市条例第22号

平成23年12月22日泉佐野市条例第32号

令和元年6月28日泉佐野市条例第3号

令和元年9月27日泉佐野市条例第15号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 災害弔慰金の支給(第3条～第8条)

第3章 災害障害見舞金の支給(第9条～第11条)

第4章 災害援護資金の貸付(第12条～第16条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

2 この条例において「市民」とは、災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。

以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。ただし、死亡者が、その死亡に係る災害に関し、次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円
 - ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円
 - エ 住居が全壊した場合 3,500,000円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000円
 - イ 住居が半壊した場合 1,700,000円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 3,500,000円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則(昭和50年6月25日泉佐野市条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年4月1日泉佐野市条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月7日以後に生じた災害に関して適用する。

付 則(昭和53年7月1日泉佐野市条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(昭和56年6月27日泉佐野市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則(昭和57年12月23日泉佐野市条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年7月10日以後に生じた災害について適用する。

付 則(昭和62年3月28日泉佐野市条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年7月10日以後に生じた災害について適用する。

付 則(平成3年12月25日泉佐野市条例第42号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の泉佐野市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「新条例」という。)第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は、当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は、平成3年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成13年12月26日泉佐野市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月22日泉佐野市条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和元年6月28日泉佐野市条例第3号)

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和元年9月27日泉佐野市条例第15号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

泉佐野市立学校災害対策計画

第1章 災害対策組織

1. 災害対策本部の設置

- (1) 校長は、災害が発生し、又はおそれのあるとき及び市教育委員会から警備防災についての指示があったときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- (2) 本部は、校長、教頭、その他の教職員をもって組織する。
- (3) 本部長は校長とし、副本部長は教頭とする。
- (4) 本部長に事故があるときは、副本部長が、本部長の職務を代行する。
- (5) 本部員は、本部長の命を受けて、情報の把握、教職員の配備、関係機関との連絡、応急対策の実施等にあたる。

2. 教職員の配備体制及び配備人員

おおむね次のとおりとし、配備区分は、本部長が指令する。

A号配備体制（準備体制）・・・必要最小限の本部員

小規模の災害が発生し、又は災害発生のおそれがあるが、時間、規模等推測困難な場合で、情報連絡、児童・生徒の状況把握、施設設備の点検・整備等災害対策の準備と小規模災害の応急対策を実施する体制

B号配備体制（警戒体制）・・・約3分の1の本部員

相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に対する警戒又は災害応急対策を実施する体制

C号配備体制（非常体制）・・・全員

大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、学校の全力をあげて災害応急対策を実施する体制

- (1) 本部長は、児童・生徒在校時、夜間等事情により、配備人員を変更することがある。
- (2) 教職員は、勤務時間外において災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあることを察知したとき、又は配備体制の指令があったときは、特別の事情のある者を除き速やかに学校に参集する。
- (3) 教職員の非常招集の連絡、伝達方法及び災害対策組織は予め教職員に周知させる。

第2章 災害応急対策について

1. 児童・生徒の安全確保

(1) 避難訓練

平素から避難合図、避難経路、避難場所等避難方法について児童・生徒に周知させ、計画的に避難訓練を行う。

(2) 災害時の対策

ア. 児童・生徒在校時の措置

(ア) 災害状況を児童・生徒に周知させ、全員掌握する。

(イ) 状況に応じて授業停止、避難誘導、下校等の処置を的確に行う。

(ウ) 避難させる場合は、避難経路、避難場所、危険物等を的確に指示し、誘導する。

(エ) 避難、下校に際しては、必要に応じ、警察署、消防署等の関係機関に連絡し、協力を求める。

イ. 児童・生徒登校前の指示

(ア) 台風襲来等が前日に予想される場合は、校長は、状況に応じ、児童・生徒下校時に、翌日の登校について適切な指示を与える。

(イ) 必要に応じ、児童・生徒の家庭への連絡組織等を通じて指示を周知させる。

ウ. 災害が予想される場合は、災害発生後危険物となるおそれがある物品、施設等の安全処理、保健室常備の医薬機材、薬品の確保等の措置を行う。

2. 学校施設・設備等の保全

(1) 台風襲来等災害が予め予想される場合

ア. 窓、出入口の点検、固定を行う。

イ. 排水溝の整備、断水、停電に対する処置を行う。

ウ. 火元の始末等防火管理に留意する。

エ. 重要書類、重要物品等の管理と処理を適切に行う。

オ. 罹災者の校舎使用についての対策を行う。

(2) 火災、地震等突発的な災害があった場合

ア. 関係機関に急報する。

イ. 初期消火につとめ、施設・設備の保安にあたる。

ウ. 重要書類、重要物品等の保全管理を行う。

3. 災害があった場合の措置

(1) 災害があった場合は、校長は、児童・生徒の安全の確保、授業再開等その他応急措置に努めるとともに、災害の状況を速やかに下記要領により教育委員会に報告する。

(2) 災害後の授業再開に際しては、伝染病防疫対策、危険物の処理等について遺漏のないように措置するとともに、必要に応じ関係機関の指示、協力を求める。

災害時における各種等物産の供給協力に関する協定書

東佐野市（以下「甲」という。）と「イシヤヤ株式会社、有限会社」（以下「乙」という。）は、東佐野市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が東佐野市地域防災計画に基づき東佐野市市民の生命と財産を守る責務を果したために行う緊急対応業務（以下「業務」という。）に関し、乙が企業の社会的使命に基づいて実施する各種等物産（以下「物産」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力業務）

第1条 甲は、災害時の緊急運行に必要な場合は、乙に物産の供給について協力を要請することができる。

（協力の範囲）

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、客観的に判断し、客観的に支障のない範囲で当該物産の優先供給及び確保に対する協力等に積極的に対応するものとする。

（要請手続）

第3条 乙に対する甲の要請手続は、文書をもって防災担当課長が行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で要請し、事後文書を出発するものとする。

2 前項の手続は、東佐野市青森店店長もしくは店長の代理権限を有する者に対して次の事項を記載した文書を出発する。

- (1) 要請理由（災害状況等）
- (2) 必要とする物産の種類・数量・購入金額等
- (3) 納入又は受け渡しの日時・場所
- (4) その他必要事項

（運用）

第4条 運搬は、甲及び甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて甲は乙に対して運搬の協力を求めることができるものとし、物産の納入又は受け渡しについては、被災地等の被災にて行うものとする。

（他品の供給等）

第5条 前条の規定により乙が供給した物産の供給及び乙が運搬等の協力を行った場合は、被災に

ついては、甲が負担するものとする。

（物産の供給等の決定及び支払い）

第6条 協力が要した甲が負担すべき物産の供給等は、前条の規定により供給物産の優先供給及び搬出後、乙の提出する「出荷履歴書」等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は遅滞なくその支払いを行うものとする。

（雑 則）

第7条 この協定の完全な実行を促すため、甲は乙に対し当該物産の品目、数量等について報告を求めることができる。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了2月前に甲乙協議して両者同意のないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間の効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

（解 除）

第9条 この協定に關し異議が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本協定書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1部を保有するものとする。

平成25年4月1日

甲 東佐野市市長 藤原 1丁目25番地の3
 東佐野市
 東佐野市長 向 江

乙 東佐野市南中安代町7丁目
 伊三和株式会社
 社長 清 和

震災時における緊急設備支援に関する

協定書

大阪府泉佐野市
株式会社セレスポ

震災時における緊急設備支援に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という）と株式会社セレスポ（以下「乙」という）は、地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援に関する協定を次のとおり締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、泉佐野市内に地震災害が発生した場合において、甲の指定する避難所に乙の避難所用アンテナ設置の設置等緊急対応システム（震災サポート）（以下「システム」という。）を提供することをもって、迅速に避難所を開設し被災者の救済に寄与することを目的とする。

（期 限）

第2条 甲は、地震災害時におけるこのシステム稼働の必要があると認めるときは、乙にその稼働を要請するものとする。

3 システム稼働要請における甲の連絡責任者及びこの要請連絡制については、別表1に定める。

（要請事項の概要）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な設備を要すると共に、その稼働事項を甲に報告するものとする。

（システムの内容等）

第4条 要請後、乙は可能な限り速やかに避難所に緊急本部、表決権貸入、ボランテニア貸入及び炊事所を目的としたアンテナ設置等稼働システムを稼働し、設置するものとする。

ただし、警備・消防等、法的事項が進行不可避な避難所状況の発生及び法的な避難所進行止めの場合がある場合はこの限りではない。

- 2 稼働し、設置する費用は別表2に定める。
- 3 甲の要請により稼働し、設置した設備については、その資材、備品の汚損、破損、損失の責を乙は甲にこれを求めない。

（稼働範囲）

第5条 乙は甲の要請に基づきシステムを稼働し、設置する場所は、甲の避難所開設予定場所のうち、別表3（別表3）以内とする。

2 稼働する避難所は、災害の状況に応じ、甲乙協議の上、甲の避難所開設予定場所と人口をえる事ができる。

（システムの稼働料金）

第6条 本システム稼働の料金は、災害発生直前における運用料金を基準とし、甲乙協議して決定するものとし、乙は年度ごとにその料金を甲に提出するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定の実施について協議が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の費用)

第8条 この協定の締結に要する費用は無料とする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成29年6月4日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する30日前までに甲乙いずれからも平出がない場合は、更に協定を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

※ 平成29年4月1日付けで甲乙間で締結した「買収時における新色設備投資に関する協定」は、この協定の締結をもって失効するものとする。

(協定の解除)

第10条 甲は乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第5号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるときは、この協定を解除することができる。

この協定を結ぶため、本書2通を作成し、甲、乙両者押印の上各自1通を保有するものとする。

平成29年6月26日

甲 大阪府泉佐野市市道第一丁目29-5番地の3

泉佐野市



泉佐野市長 千代杜 人壽

乙 東京都墨田区北大塚1-21-5

株式会社サレスが



代表取締役社長 植藤 利和

災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社西近畿カンパニー（以下「乙」という。）は、泉佐野市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が泉佐野市地域防災計画に基づき泉佐野市民の生命と財産を守る責務を果たすため行う応急対応業務（以下「業務」という。）に関し、乙が企業の社会的使命に基づいて実施する食糧等物資（以下「物品」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 甲は、災害時の業務遂行に必要な場合は、乙に物品の供給について協力を要請することができる。

(協力の実施)

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、営業に支障のない範囲で該当物品の優先供給及び搬出に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(要請手続)

第3条 乙に対する甲の要請手続は、文書をもって防災担当課長が行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は、電話等で要請し、事後文書を提出するものとする。

2 前項の手続きは、泉佐野市内各業商店長もしくは店長の代理権限を有する者に対して次の事項を記載した文書を提出する。

- (1) 要請理由（災害状況等）
- (2) 必要とする物品の種類・数量・購入金額等
- (3) 納入又は受け渡しの日時・場所
- (4) その他必要事項

(運搬)

第4条 運搬は、甲及び甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて甲は乙に対して運搬の協力を求めることができるものとし、物品の納入又は受け渡しについては、職員証等の提示にて行うものとする。

(物品の価格等)

第5条 前条の規定により乙が供給した物品の価格及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとする。

(物品の価格等の決定及び支払い)

第6条 協力を要した甲が負担すべき物品の価格等は、前条の規定により保有物品の優先供給及び搬出後、乙の提出する「出荷確認書」等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は遅滞なくその支払いを行うものとする。

(報告)

第7条 この協定の完全な実行を図るため、甲は乙に対し在庫物品の品目、数量等について報告を求めることができる。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了2ヶ月前に甲乙協議して両者異議のないときは、期間満了の日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(補則)

第9条 この協定に関し疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1部を保有するものとする。

平成23年 4月 1日

甲 泉佐野市市場東1丁目295番地の3
泉佐野市役所
泉佐野市長 新田 谷 修 明

乙 大阪府泉佐野市東江1丁目1番地23号
イオンリテール株式会社西近畿カンパニー
代表取締役 伊 塚 義 廣

災害時におけるLPGガス等の供給協力に関する協定書

鳥佐野市（以下「甲」という。）と社団法人エルピールガス協会鳥佐野支部（以下「乙」という。）は、鳥佐野市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が鳥佐野市地域防災計画に基づき鳥佐野市民の生命と財産を守る責務を果たすために行う応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、緊急用エルピールガス（総設備を使用するために必要な設備を含む。以下「LPGガス等」という。）の供給確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時の業務遂行に必要な認められる場合は、乙に対してLPGガス等の供給協力を要請できるものとする。

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、やむを得ない事由のない限り要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（要請手続）

第3条 乙に対する甲の要請手続きは、文書をもって防災担当課長が行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は、電話等で要請し、事後文書を出発するものとする。

2 要請に当たっては、甲は提供する期間その他必要な事項を乙に連絡するものとする。

3 前項の供給を要請する期間は、災害の状況等により甲が必要と認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。

（安全点検）

第4条 乙がLPGガス等を供給するときは、燃焼器具の安全点検をして供給するものとする。

（設置の場所）

第5条 LPGガス等の設置場所は甲が指定するものとし、甲は当該設置の確認を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲の要請事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の支払い）

第7条 乙は、LPGガス等の使用料の請求を行う場合は、甲と請求に関する事項について協議のうえ、請求書により行うものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1部を保有するものとする。

平成19年8月1日

甲 鳥佐野市市場東1丁目39番地
鳥佐野市
鳥佐野市長 新田谷 修司

乙 鳥佐野市南中樫井628番地
社団法人エルピールガス協会鳥佐野支部
支部長 北谷 敏樹

災害時における電気設備の応急復旧等の応援に関する協定書

長狭野市（以下「甲」という。）と大阪府電気工事工業組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、地震、洪水その他の災害が発生した場合において、避難所等が設けられている公有施設における電気設備（以下「電気設備」という。）の状況調査、応急修理及び仮設工事等（以下「応急復旧等」という。）を甲が行うに当たり、乙の協力を求めることに関し、基本的事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 甲は、電気設備の応急復旧等を行う場合において、乙の資機材及び労力を活用する必要があると認めるときは、乙に対して必要な協力を要請することができる。
2. 前項の要請は、災害時における電気設備の応急復旧等の応援要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭により行うことができる。

(協力)

第3条 乙は、甲から前条の規定により要請があったときは、その趣旨に従いこの所属会員が所有する資機材及び労力の提供について可能な限り甲に協力するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請に基づく応急復旧等に係る応援（以下「応援」という。）が終了したときは、災害時における電気設備の応急復旧等の応援終了報告書（様式第2号）を甲に出すものとする。

(費用負担)

第5条 協定業務の実施に要した費用は、甲の負担とする。
2. 前項の甲が負担すべき協定業務の実施に要した費用の額は、災害発生直後の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害賠償)

第6条 この協定に基づく応急復旧等に係る業務に従事した者（以下「従事者」という。）が当該業務により負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、原則として、従事者が属する構成団体において行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達及び連絡者として、甲においては長狭野市市長公室市民協働課危機管理担当参事を、乙においては大阪府電気工事工業組合事務局長をそれぞれ指定するものとする。

(組合防災訓練等への参加)

第8条 乙は、応援が行われるよう、甲が実施する組合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り更に1年間延長するものとし、以後この例による。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その疑義を乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保存する。

平成28年8月/9日

甲 大阪府長狭野市橋本1丁目29番地の3
長狭野市
代表者
長狭野市長 千代松 大輔



乙 大阪府大阪市北区本庄東2丁目3-38

大阪府電気工事工業組合
理事長 藤 田 浩 治

災害時における物品の供給協力に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と大阪いづみ市民生活協同組合（以下「乙」という。）は、泉佐野市内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が市民の生命を守る責務を果たすために必要な物資の供給に際し、乙が社会的使命に基づいて提供する物品の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における物品の運送と安売供給、輸送、生活情報の収集・提供等の支援活動を円滑に行ない、もって被災者等の生活の早期安定に資することを目的とする。

(物品の運送と輸送)

第2条 災害時に必要な物品の運送と輸送を行なうため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行ない、乙はこれを受けて協定に基づいた協力を行なう。

(情報の収集・要請)

第3条 甲と乙は、災害時において物販の高騰等の防止を図るため、協力して市民に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努める。

(防災意識の向上)

第4条 乙は、生活の活動をを通じて、日常的に生活協同組合の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力を行なう。

(協定事項の発効)

第5条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行なったときをもって発効する。

(連絡責任者)

第6条 本協定に基づく要請等に関する事項の連絡責任者として、甲においては泉佐野市長公選市民協働課長を、乙においては大塚いづみ市民生活協同組合人事総務課総務グループリーダーをそれぞれ指定するものとする。

(協定書の作成)

第7条 この協定の詳細については、別添録附書を定める。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成24年2月17日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

(協議)

第9条 この協定に定める事項について協議が生じたときは、甲と乙が協議の上、決定する。この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保存する。

平成24年2月17日

甲 泉佐野市市場東1丁目295-3
泉佐野市

代表者 泉佐野市長

千代松 大輔

乙 堺市堺区南花園口町2丁目2
大塚いづみ市民生活協同組合

理事長

河野 裕

「災害時における物品の供給協力を関する協定書」についての確認書

泉佐野市（以下「甲」という。）と大塚いずみ市民生活協同組合（以下「乙」という。）は、「災害時における物品の供給協力に関する協定書」（以下「協定」という。）第 7 条の規定に基づき、災害時における物品の供給に関する協力事項について、表のとおり実施項目を定め確認する。

（協力の要請）

- 第 1 条 甲は、災害時において甲が物品を調達する必要があるときは、乙に対し物品の供給について協力を要請することができる。
- 2 甲は必要に応じて乙に対して、輸送業務等について協力を要請することができる。

（業務の協力実施）

- 第 2 条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙が保有する物品の優先供給及び輸送業務に対する協力等に積極的に努める。

（物品）

- 第 3 条 甲が乙に要請する物品の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものとは別表のとおりとする。
- 2 乙は、保有する災害時に供給可能な物品の品目及びその数量について適切な範囲に努め、必要に応じて甲に報告する。

（要請の手続き）

- 第 4 条 甲の乙に対する要請手続きは、原則として文書をもって行なうものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行ない、後日速やかに文書を送付する。
- 2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努める。

（情報の提供）

- 第 5 条 甲は協力要請を行った場合、乙に対し速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報を提供するとともに、市民に対して生活物資の供給状況等の情報提供に努める。
- 2 乙は、業務実施区域の被災状況や生活物資の供給状況等を把握し、甲に対してその情報を提供する。

（輸送）

- 第 6 条 甲と乙は、災害発生時に物品の調達及び供給のために必要となるこの輸送車両について、事前に把握しておくこととし、このための緊急車両の事前届出について相互に協力する。
- 2 物品の輸送は、原則として緊急通行車両届出済証を有している車両を用いて行なう。
- 3 甲は、乙が実施する輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずる。

（物品の受領）

- 第 7 条 甲は、甲が指定した場所において乙が輸送した物品の品目及び数量を確認のうえ受領する。

（連絡報告）

- 第 8 条 乙は、物資の供給及び輸送業務終了後速やかに業務内容を甲に報告する。

（費用負担）

- 第 9 条 協定により乙が供給した物品の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担する。
- 2 前項の供給に係る物品の対価及び輸送費用等は、災害時直前に定める適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の請求及び支払い）

- 第 10 条 乙は、物品の供給及び輸送業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求する。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（損害の負担等）

- 第 11 条 協定に基づく乙の輸送業務により生じた損害の賠償、または乙の職員のうち第 2 条に定める業務に従事した者が、その業務に従事したことにより死亡、負傷した場合の賠償については、甲と乙は誠意をもって協議する。

（協議）

- 第 12 条 この実施項目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施項目の実施に関し必要な事項は、その取扱、甲と乙が協議して定める。

この確認書の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保存する。

平成 24 年 2 月 17 日

甲 泉佐野市通第 1 丁目 295-3
泉佐野市
代表者 泉佐野市長 千代松 大輔

乙 堺市堺区南花園町 2 丁目 2-15
大塚いずみ市民生活協同組合
理事長 藤井 英一

大規模災害発生時におけるボランティアセンターの設置・運営に関する覚書

東松野市(以下、「甲」という。)と社会福祉法人東松野市社会福祉協議会(以下、「乙」という。)は、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、大規模災害が発生した場合、東松野市内におけるボランティア活動を促進し、被災住民へのきめ細やかな支援並びに被災地の迅速な復旧・復興に寄与するために東松野市民善ボランティアセンター(以下、「センター」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置要請)

第2条 甲は、大規模災害の発生に伴い多数のボランティアによる支援の必要が見込まれるときは、乙に対しセンターの設置を要請する。

2 甲の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、文書または口頭で行う。ただし、口頭により要請したときは、後日速やかに文書を交付するものとする。

被害者の状況及びボランティアによる支援内容

設置期間の見込み

その他参考となる事項

3 乙は、第1項及び第2項による要請を受けたときは、直ちにセンターを設置し運営するものとする。

(運営の要因)

第3条 甲は、前条の設置要請をしたときは、センターの円滑な運営を確保するために乙に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

活動拠点の提供

資器材等の提供

被災状況に関する情報の提供

その他センターの運営に必要なと認めらるる支援

(基本理念)

第4条 センターは、ボランティアの自主性を最大限に尊重し、その活動が効果的に行われるための環境整備に努めるとともに、ボランティアとの信頼関係を構築することを基本理念として、運営されなければならない。

(運営の範囲)

第5条 センターは、基本理念にのっとり、現地におけるボランティアの活動拠点として、次に掲げる業務を行う。

被災住民のボランティアニーズの収集・要約

ボランティアの交付、登録及び保険の加入手続き

ボランティア活動のコーディネート

活動に必要な資器材等の貸与

活動場所への移動手段の確保

ボランティアの健康管理及び安全確保

その他ボランティア活動の推進に関し必要と認めらるる業務

2 前項各号に掲げる業務の趣旨に關し、甲と乙は協議のうえあらかじめ運営マニュアルを作成するとともに、訓練等を通じて内容を検証するなど常にその改善に努めるものとする。

(センターによる支援及び総合調整)

第6条 センターは、東松野市地域防災計画に基づきセンターが行う業務、ボランティアの募集及び受け入れ等に関する総合的な調整のもと運営されるものとする。

(設置期間)

第7条 センターの設置期間は、被災住民のボランティアニーズの状況等を勘案し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連携協力)

第8条 甲及び乙は、センターが果たす役割の重要性を強く認識し、災害時はもとより平常時から相互に緊密な連携協力を図るものとする。

(その他)

第9条 この覚書の実施に関し必要な事項及びこの覚書に定めのない事項は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 3月 3日



甲 大松野市東松野市市道第一丁目29番地の3
東松野市長 千代松 大輔

乙 大松野市東松野市上町一丁目2番9号
社会福祉法人 東松野市社会福祉協議会
会 長 野 田 士 郎

全国青年市長会災害相互応援に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市長が全国青年市長会の会員である市（当該会員である市長が50歳を超えて引き継ぎ内選され、その在任期間中である市を含む。以下「会員市」という。）において、大規模な災害が発生し、被災した会員市（以下「被災会員市」という。）のみでは十分な救援等の必要措置が実施できない場合における会員市の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(災害応援市)

第2条 災害応援市は、被災会員市以外の会員市（災害年齢の到達による退会時に、この要綱の趣旨に引き継ぎ賛同する市を含む。）とする。

(連絡担当部局)

第3条 会員市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定めるものとする。

(連 絡)

第4条 被災会員市は、災害が発生したときは、速やかに会長市又は副会長市に連絡するものとする。

2 会長市又は副会長市は、前項の連絡を受けたときは、速やかに会員市へ周知するものとする。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の搬出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入れ
- (6) 教員及び応急復旧等に必要な職員の内遣
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に定めるもののほか、被災会員市が特に必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第6条 応援を受けようとする被災会員市は、次に掲げる事項を明らかにして、会長市又は副会長市に対して、要請等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書（要請

全国青年市長会災害相互応援に関する要綱

全国青年市長会災害相互応援に関する実施要領

(平成28年8月19日現在)

全国青年市長会

様式)を提出するものとする。

- (1) 被者の状況
- (2) 前条第1号から第4号までの応募に要する品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる被災児童、生徒の学年、人数等
- (4) 前条第6号に掲げる職員の職種、医療職、技術職、技術職の職種別及び人員
- (5) 応募を受ける期間及びその経路
- (6) 応募を受ける期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応募要請に必要な事項

(応援体制)

第7条 会長市又は副会長市は、被災会員市から応募の要請を受けたときは、役員市と協力し、要請の内容に応じ、次の各号に掲げる災害の応援体制を当該各号に定める会員市をもって組織するものとする。

- (1) 第1次体制 同一都道府県内の会員市
- (2) 第2次体制 別に定めるブロック別都道府県内の会員市
- (3) 第3次体制 全会員市

(取組)

第8条 会長市又は副会長市から応募を要請された会員市は、その事務の遂行に支障のない範囲内で、努力これに応じ、救済に努めるものとする。

2. 応募要請を受けなかった会員市は、被災会員市と連絡をとり、適宜必要な応援をすることができるとする。

(緊急応援活動の実施)

第9条 会員市は、他の会員市において災害が発生した場合で、緊急の応援活動が必要であると判断したときは、第7条の規定にかかわらず、会長市又は副会長市を通じて、被災会員市に対して直接、緊急応援活動を実施できるものとする。

(経費の負担)

第10条 職員の派遣に要する経費及び応援物資の調達その他の応援に要する経費は、地方自治法、災害救助法その他の法令に基づき行われるものについては、当該法令等に定めるところによる。

2. 前項に掲げるもの以外の経費については、相互扶助の精神に基づき、原則として災害応援市が負担するものとする。

3. 前項の規定は、双方の事前の合意により、災害応援市が被災会員市に対して、当該経費を承擔することを認げるものではない。

(災害補償等)

第11条 第5条第6号の規定により派遣された職員(次項において「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に定めるところによる。

2. 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の遂行中に生じたものについては被災会員市が、被災会員市への住居移転の途中に生じたものについては応援を行う会員市が賠償の責めに負う。

(資料等情報の交換)

第12条 会員市は、この要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(備則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、災害相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める。

2. 第1条の規定にかかわらず、本会長が必要と認めるときは、会員以外の被災地方公共団体及び被災外国(外国の地方公共団体を含む。)に対して派遣品目を贈与できるものとする。

附則

この要綱は、平成7年10月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年11月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年6月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年8月19日から施行する。

別表第2（第3条関係）

ブロック別都道府県

（欄別）

ブロック別	都道府県名
北海道・東北ブロック	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東ブロック	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県
北信越ブロック	新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県
東海ブロック	静岡県・愛知県・三重県・岐阜県
近畿ブロック	大阪府・京都府・滋賀県・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国ブロック	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国ブロック	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州ブロック	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

全国青年市長会災害相互応援に関する実施要綱

（趣 旨）

第1条 この実施要綱は、全国青年市長会災害相互応援に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、災害相互応援の実施に際し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第2条 要綱第3条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

（ブロック別連絡対象）

第3条 要綱第7条第2号に規定するブロック別都道府県は、別表第2のとおりとする。

（応 援）

第4条 派遣職員は、応援を行う会員市（以下「応援会員市」という。）の名を表示する胸章等の標識をつけ、その身分を明らかにするものとする。

2 派遣職員は、災害の状況に応じ、必要な制服、当夜の食料等を携行するものとする。

3 被災会員市は、被害の状況に応じ、派遣職員に対する宿泊のあっせん、その他の便宜を供与するものとする。

4 応援を要請する被災会員市が要綱第5条に規定する経費を全弁するいとまがなく、当該被災会員市から要請があった場合は、応援会員市が当該経費を一時全弁することが出来るものとする。

（経費の額の算出）

第5条 要綱第10条第3項に規定する費用は、次の各号に定めるところにより算出した額とする。

- 1 職員の派遣に要する経費及び諸手当等の額は、応援会員市の条例に定める額の範囲内とする。
- 2 搬送物資及び調査物資の額は、当該物資の購入費及び輸送費に係る額とする。
- 3 車両及び機械器具等の額は、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費に係る額とする。

（経費の請求方法）

第6条 応援会員市が前条に定める経費を請求する場合は、応援会員市の市長者による請求書に関係書類を添付して、連絡担当部局を經由して被災会員市に請求する。

2 前条及び前項の規定により額とすべきは、経費の額及び請求方法については被災会員市長及び応援会員市長が協議して定める。

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

皇族御所(以下「甲」といふ。)と西日本電信電話株式会社大塚南支店(以下「乙」といふ。)、は、大塚皇族御所
が発生した際にこの提供される非常用電話(以下「特設公衆電話」といふ。))の設置及び利用・管理等に関し、次
のとおり覚書を締結する。

- (目的) 第1条 本覚書は、災害発生時において、甲乙協力の下、被災者等の連絡の確保を目的とする。
- (用語の定義) 第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、無数の地震等の発生により避難所開設が必要となる
地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生している
ことといふ。
- 第3条 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定められた設置場所に電気通信回線及び電話機
接続端子を施設し、災害発生時に電話機を接続することで被災者又は被災者等へ通信の確保を
可能とするものといふ。

(設置場所の管理) 第3条 甲は、本覚書にもとづき、災害発生時に前条に規定が可能な状態となるよう電話機を適切に保
管の上、管理することとする。

- (運用費の管理及び償還) 第4条 甲は、特設公衆電話の設置に必要な設備(電話機、端子盤、配管、引出装置)を設置し、乙が設置す
る電力配線(ヤシロージャックを含む。以下同じ。)とともに、災害発生時に緊急に利用が可能な状態と
なるよう維持に努めることとする。
- 第5条 屋外配線や伝送機、引出機等の乙が設置する設備が甲の同意または承諾により設置した場合は、甲
は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修繕に係る費用については、原則、甲
が負担することとする。

特設公衆電話の設置) 第6条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線敷については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置
場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理
責任を担出し、その内容を相互に通知することとする。

(特設公衆電話の稼働、廃止等) 第7条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が原因となった場合は、速やかに乙
の旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し
報告することに関するものとする。

(定期試験の実施) 第8条 甲および乙は、甲乙合意を目的として、災害発生時に特設公衆電話の運用やりに設置できるよう、試験試
験を実施することとする。

(地震発生時の扱い) 第9条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について相互の異常を発生した場合は、速
やかに相互に確認しあひ、故障回復に向け努力するものとする。

(特設公衆電話の閉鎖) 第10条 特設公衆電話の稼働の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話 を速やかに設置
し、被災者もしくは被災避難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域にお
いて大規模災害が発生し、甲乙間の連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができ
るものとする。

(特設公衆電話の利用) 第11条 甲は、特設公衆電話を開通した場合は、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導
に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了) 第12条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議の上乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を
速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、前条を要請した場合には、
甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し書面した場所の復旧を行うこととする。

(目的外利用の禁止) 第13条 甲は、前条に規定する定期試験及び緊急に規定する開通を除き、特設公衆電話の利用を禁止す
るものとする。

- 第14条 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 第15条 甲は、乙が目的外利用の実態の報告があった場合は、速やかに当該利用が適当でないよう措置を講
じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するもの
とする。

4. 前項の措置にもかかわらず、甲の目的が利用が継続する場合は、該本格的な譲渡を甲乙協議のうえ譲渡するものとする。この場合において、特許出願書類の取扱いを行ったことになった場合は、原本に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(附則事項)

第12条 本発書に定めのない事項又は本発書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議をもって協議のうえ決定するものとする。

本発書を訂正するため、本書に添を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその訂正を保有する。

平成25年2月3日

(甲) 東京都自由丘第一丁目295-3

奥成野香

代表者

奥成野市長 千代松 大輔

(乙) 大原市西區河原筋2-1-11

西日本電信電話株式会社

大原支店長 奥 隆 博

- (2) 一般廃棄物処理基本計画等に基づき、適正な処理体制を確保するよう努めること。
- (3) 施設の有効な維持管理を計画的に行い、常に良好な状態で稼働できるよう努めること。

(支援の要請及び受け入れ)

第4条 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事象が生じたときは、支援を必要とする協定団体は、一般廃棄物の処理量や運搬距離、経路を踏査して、受け入れ可能な協定団体に対し、支援を要請することができる。

2 前項に掲げる支援の要請を受けた協定団体は、自らの処理能力や受け入れ条件等を踏査し、支援の内容及びその実施の可否を判断するものとする。

3 協定団体において、第2条第1項第2号に掲げる事象が発生し、緊急かつ広域的な支援が必要と認められるときは、堺市及び大阪府ごみ処理広域化計画に基づく泉州ブロック会議の会長（堺市が支援を要する場合は、同泉州ブロック会議の会長及び副会長）は支援を必要とする協定団体の依頼に基づき、その地の協定団体による支援の調整を行うことができる。

4 前項の規定によっても処理し難い大規模な災害等により泉州地域全体あるいは更に広域的な支援調整を必要とするときは又は前項の規定による泉州ブロック会議の会長等による調整が不調のとき、支援を必要とする協定団体は、大阪府に対し、支援調整を依頼することができる。

(支援の方式)

第5条 協定団体は、相互支援の実施について協議に基づいて行うものとする。

2 この協定による支援の要請及び当該要請の受け入れに関する細目事項については、その都度、支援を要請する協定団体が当該要請を受け入れる協定団体に対し、協議文書により提出するものとする。

(情報の交換)

第6条 この協定の円滑な運用を期するために、協定団体は一般廃棄物処理に係る相互の緊密な連携と情報交換を積極的に行うものとする。

(疑義の決定等)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に關し生じた疑義は、協定団体が協議して決定するものとする。

(運用)

第8条 この協定の有効期間は、締結日から1年とし、期間満了前日までに、いずれの協定団体からも改定等の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。ただし、期間満了における改定等は、その都度協定団体間で協議して決定するものとする。

一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定書

大阪府泉州地域の各市町等は、一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る、以下同じ。）に支援をきたす緊急事象の発生等に備え、一般廃棄物処理に係る協力的な相互支援の基本的事項について、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、次に掲げる市、町及び一部事務組合（以下「協定団体」という。）の一般廃棄物処理に係る協力的な相互支援を図ることにより災害発生時や施設事故等に対し、より広域的な支援体制を確保し、協定団体の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

協定団体

堺市、高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉在野町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清洲施設組合、泉在野市田尻町清洲施設組合、泉南清洲事務組合

(相互支援の内容)

第2条 この協定による相互支援は、次に掲げる場合を基本とする。

- (1) 協定団体における焼却施設、資源化施設、保管施設又は臨時施設等の一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）が、事故等により一般廃棄物処理に著しい支障が生じる等の緊急事態に陥り、他の協定団体の支援を必要とするとき。
- (2) 地震、台風等の災害発生時において大量発生した一般廃棄物の一時保管、処理又は運搬のために、他の協定団体の支援を必要とするとき。
- (3) 前号のほか、一般廃棄物処理を困難とする特別な事象があると、支援を要請する協定団体及び当該要請を受け入れる予定の協定団体双方が認めるとき。

2 前項の規定により支援を要請した協定団体は、当該要請を受け入れた協定団体に対し、支援の内容に相当する負担を行うものとし、その負担は、処理経費、処理量その他の適切な方法により当事者間で協議の上定められるものとする。

(協定団体の努力義務)

第3条 協定団体は、相互支援の遂行を踏まえ、次に掲げる事項に常に留意し、一般廃棄物を処理するものとする。

- (1) ごみの分別の徹底を図り、ごみ量の管理を進めるとともに、ごみの発生抑制や再資源化、有料利用等を積極的にを行い、ごみの減量化に努めること。

こと、
 1. この認定制度の趣として、本書17通を作成し、各指定団体記名封筒の上、各自1通を保有するものとする。

- 平成25年3月22日
- 堺市長 竹山 修
 - 高石市長 西口 伸
 - 和泉市長 止 空
 - 泉大津市長 伊藤 晴
 - 北河内市長 和国 百
 - 岸和田市長 野口 輝
 - 貝塚市長 藤原 雄
 - 東大阪市長 中西 隆

- 泉佐野市長 千代殿 大
- 田尻町長 原 明
- 泉南市長 向井 通
- 阪南市長 釜山 敏
- 岬町長 田代 輝
- 泉北青洲整備施設組合管理者 阪口 伸
- 岸和田市貝塚市青洲港施設組合管理者 野口 輝
- 泉佐野市田尻町青洲港施設組合管理者 千代殿 大
- 泉南港埠頭施設組合管理者 向井 通



し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書

大野原河川地域（湖西を除く）各市町等は、し尿及び浄化槽汚泥（以下「協定団体」という。）のし尿の処理に支援をきたす災害発生時等に備え、し尿等の処理に係る総合的な相互支援の基本的事項について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次に掲げる市、町及び一部事務組合（以下「協定団体」という。）のし尿等の処理における総合的な相互支援を図ることにより、災害発生時等におけるより広域的な支援体制を確立し、協定団体におけるし尿等に係る一般廃棄物処理行政の円滑な実行を図ることを目的とする。

協定団体

高石市、和泉市、泉大津市、金岡町、岸和田市、貝塚市、鹿島町、泉佐野市、田原町、泉南町、新南町、岸町、泉北環境整備施設組合、岸辺町市町村町連携協議会

（相互支援の内容）

第2条 この協定による相互支援は、次に掲げる場合を基本とする。

- (1) 協定団体のし尿処理施設が災害等により、し尿等の処理に著しい支障が生じる等の緊急事態に際し、他の協定団体の支援を必要とするとき。
- (2) 前号のほか、し尿等の処理を担拠とする特別な事情があるとき、支援を要する協定団体及び当該要請を受け入れる予定の協定団体双方が認めるとき。

2 前項の規定により支援を要請した協定団体は、当該要請を受け入れた協定団体に対し、支援の内容に相当する負担を行うものとし、その負担は、処理経費、処理量その他の適切な方法により当事者間で協議の上定められるものとする。

（協定団体の努力義務）

第3条 協定団体は、相互支援の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項に資し、し尿等を処理するものとする。

- (1) 一般廃棄物処理基本計画等に基づき、施設整備を行い、適正な処理体制を確保するよう努めること。
- (2) 施設の適正な維持管理を計画的に行い、常に良好な状態で稼働できるように努めること。

（支援の要請及び受け入れ）

第4条 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事態が生じたときは、支援を必要とする協定団体は、し尿等の処理量や処理施設、経路を勘案して、受け入れ可能な協定団体に対し、支援を要請することができる。

2 前項に掲げる支援の要請を受けた協定団体は、自らの処理能力や受け入れ基準等を勘案し、支援の内容及びその実施の可否を判断するものとする。

3 要請が基で協定団体のみでし尿等が適正に処理できない場合は、必要に応じ、大阪府に支援の調整等を要請することができるものとする。

（支援の方式）

第5条 協定団体は、相互支援の実施について要請に基づいて行うものとする。

2 この協定による支援の要請及び当該要請の受け入れに関する細目事項については、その要請、支援を要請する協定団体が当該要請を受け入れる協定団体に対し、協定文書により提出するものとする。

（情報の交換）

第6条 この協定の円滑な運用を図るために、協定団体はし尿等の処理に係る相互の緊密な連携と情報交換を積極的に行うものとする。

（協議の状況等）

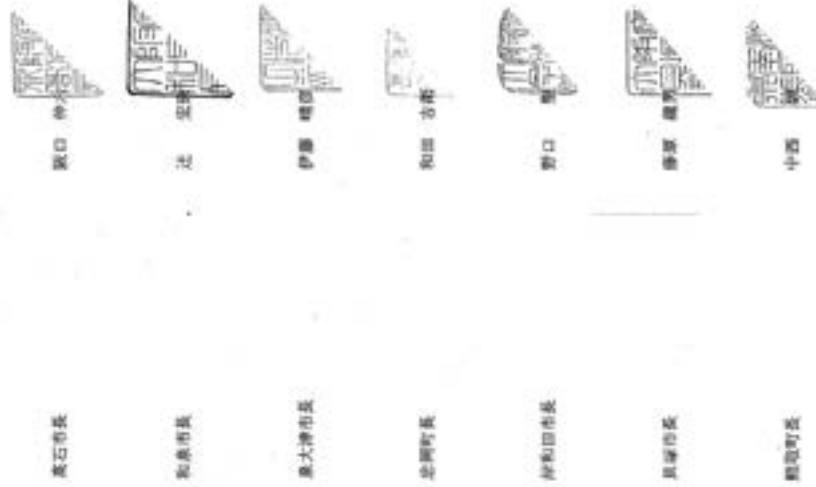
第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し生じた疑義は、協定団体が協議して決定するものとする。

（運用）

第8条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とし、期間満了前日までに、いずれの協定団体からも改定等の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。ただし、期間中における改定等は、その都度協定団体で協議して決定するものとする。

この指定図録の定として、本書14通を作成し、各指定図録の押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月22日



鹿石市長

和泉市長

泉大津市長

北洞町長

絆和町市長

具保市長

船岡町長



仙台市長

田尻町長

奥州市長

飯沼市長

野町長

東北地域整備推進協議会管理者

東北野作田尻町連携推進協議会管理者



災害時における支援協力に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と大阪泉州農業協同組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時において、被災者が必要とする米穀、農産物及びその他生活必需品等の救護物資（以下「物資」という。）と、泉佐野市内にある乙の所有する施設・資機材・車両等の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害等の大規模災害が発生した場合に、甲及び甲が相互に協定を締結する市町村に対して、甲が実施する災害時の応急対策に関するこの協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力)

第2条 甲は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害時の応急対策に必要であると認められるときは、乙に対し次の各号に掲げる事項の協力を依頼するものとする。

- (1) 乙の取り扱う物資について、その業務に支障のない範囲で、甲に対して優先的に提供を行うこと。
- (2) 泉佐野市内にある乙の所有する倉庫等の施設をその業務に支障のない範囲で、甲が確保する災害支援物資の保管施設として提供すること。
- (3) 乙の所有する車両及び資機材等をその業務に支障のない範囲で、甲が行う災害時の応急対策業務に開し提供し、及びその稼働の提供を行うこと。
- (4) 乙は、泉佐野市内に所有する施設及び駐車場等の施設を災害時の一時避難場所として被災者等に開放し、可能な範囲で飲料水、トイレ等の提供を行うこと。
- (5) その他、災害時の応急対策に関し甲乙が協議し認める事項。

(費用負担)

第3条 甲は、乙が実施した災害応急対策について、その費用についての代金を負担するものとする。この場合において物資の価格は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、施設、資機材及び車両等の提供及び役務に係る費用負担については、甲乙が別途協議し定めるものとする。

(請求及び支払い)

第4条 乙は、物資の引渡し又は納入が完了したときは、前条の価格による物資の代金について、明細書を作成するとともに、納品書添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、別に協議する。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、平成25年7月25日から平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1部を供するものとする。

平成25年7月25日

甲 泉佐野市市債第1丁目296番地の3
 泉佐野市
 泉佐野市長 千代松 大輔



乙 泉佐野市日根野4040-1
 大阪泉州農業協同組合
 代表理事組合長 藤 州 雄



泉州地域災害時相互応援協定

豊作、得和田所、高木津市、貞津市、桑島町、和泉市、高石市、泉南市、高南町、志摩町、熊野町、田辺町及び御所のり第4町（以下「関係市町」という。）は、災害における広域的な相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、関係市町の区域において風水害、地震、津波その他の災害が発生し、またはその恐れがあり、当該市町独自では十分な応急処置ができない場合に、当該市町の要請に応じたため、あらかじめ関係市町間において広域的な応援について定め、応急措置を円滑に行うことを目的とする。

（相互応援）

第2条 関係市町は、応援の要請があったときは、要請に重大な支障がない限り、当該要請をした関係市町（以下「応援要請市町」という。）に対し、相互に応援を行うものとする。

2 前項に定める応援を実施しようとする関係市町は、必要となる事項を明記の上、文書により他の関係市町に対して要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（人的応援）

第3条 前条の応援の要請は、応援要請市町の長が、災害が発生しまたはその恐れがある場合及び状況並びに出動を求めらるる場所及び人員等を明示し、応援可能な関係市町（以下「応援市町」という。）の長に対して行うものとする。

（物的応援）

第4条 前条に定めるもののほか、救援物資及び救援機材等を必要とする場合の応援の要請は、応援要請市町の長が、必要とする救援物資及び救援機材等の種別、数量、配置場所等を明示し、応援市町の長に対して行うものとする。

（その他の応援）

第5条 第2条に定めるものは必要とする場合については、応援要請市町の長が、必要となる項目を明示し、応援市町の長に対して行うものとする。

（指揮）

第6条 第2条の応援要請に基づく応援の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 応援要請市町の長又は災害対策本部長等が指揮すること。

(2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

（経費の負担）

第7条 応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 第3条の人的応援に要した経費のうち、応援要請に要した要員の旅費及び経手金は、応援市町の条例等の規定により算定した額の範囲内で応援要請市町が負担する。

(2) 第3条の物的応援に要した経費のうち、災害及び救援機材に要する経費及び応援隊員が応援要請中に第三者に損害を与えた場合の賠償については、応援市町が負担する。

(3) 第4条の物的応援に要する経費のうち、運送した救援物資及び救援機材等に係る購入費、輸送費、搬上料、燃料費及び経理費については、応援要請市町が負担する。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援に要した経費は原則として、応援要請市町が負担する。

協 定 書

泉州地域災害時相互応援協定

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、関係市町の協定により実施細目を定めることができる。

(定めない事項等の協議)

第9条 この協定に定めのない事項、またはこの協定について疑義が生じたときは、その都度、関係市町が協議して定めるものとする。

(協定の発効等)

第10条 この協定は、平成25年9月10日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、関係市町が記名押印のうち、各1通を保有する。

平成25年9月10日



堺市長 竹山 敏



和歌山市長 野口



桑大津市長 伊藤 晴



奈良市長 藤原 健 秀



奈良野市長 千代松 大



和泉市長 辻 雲



茨石市長 阪口 伸 夫



島根市長 向井 通 雄



坂南市長 基山 敏



北河野市長 和田 吉 泰



熊取町長 中西 誠



田尻町長 新 明 英



柳町長 田代 典

18

防災情報付き電柱広告に関する覚書

京佐野市（以下「甲」という。）と関東サービス株式会社（以下「乙」という。）とは、京佐野市内における防災情報付き電柱広告の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、京佐野市内における防災情報付き電柱広告の掲出により、市民に対する平時からの防災意識を醸成するとともに、災害発生時の避難誘導に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号のおおりにする。

- (1) 防災情報付き電柱広告 乙の所属している広告事業において電柱一辺に設置する看板（標き付け）に当該企業などの広告と併せて防災情報を掲載するものをいふ。所有権及び管理責任については、乙に属する。
- (2) 広告主 本覚書の締結に賛同する企業等をいう。
- (3) 電柱 関西電力株式会社および西日本電信電話株式会社が所有する電柱をいう。

（甲の義務）

第3条 甲は、防災情報付き電柱広告の掲出のために必要な防災情報を乙に提供するとともに、乙に協力を要する。

（乙の義務）

- 第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。
 - (1) この覚書の締結に連う広告主を募り、防災情報付き電柱広告の掲出に必要な一助の手続きを行うこととする。
 - (2) 掲出された防災情報付き電柱広告の維持管理および住民からの申し込みに際して対応を行う。
 - (3) 防災情報付き電柱広告の掲出状況について、甲に報告を行う。
 - (4) 防災情報付き電柱広告の掲出については、法令などを遵守し公平真実に反しないものとする。

（経費等）

第5条 防災情報付き電柱広告の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙および広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

（趣旨）

第6条 この覚書を実施するために必要な事項については、別に定める。

（期間）

第7条 この覚書実施に関し必要となる事項および協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。

（有効期間）

第8条 この覚書は、覚書締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって覚書終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本覚書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成25年 10月 19日

甲 大府町京佐野市市場第一丁目295-3
京佐野市
京佐野市長 手代 和 大 朝

乙 大府町大府市京佐野第一丁目14番10号
関東サービス株式会社
代表取締役 本



19

災害に係る情報提供等に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）および一般社団法人 全国防災共助協会（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

甲及び乙は協業して、災害時の被災を目的に、速速に被災、泉佐野市内の災害情報、避難誘導情報及び災害時避難場所など、必要な防災情報の提供を行うと共に、平常時から防災意識の向上を図る取組みを行うため、本協定を締結する。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。
 - (a) 甲が、泉佐野市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、甲が協力し、スタッフや一を配置し、避難施設（スマートフォン）にて利用される防災ARシステム（以下「本システム」という。）にて、これらの情報を平常時から掲載するなどして、一般に広く周知する。
 - (b) 乙は、甲に、災害時の泉佐野市内の避難状況、避難所等の緊急情報、及び、被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報、必要な支援物資に関する情報などを速速に広く周知させる事ができる本システムを提供する。
 - (c) 乙が提供する本システムは、泉佐野市に対して、平常時は防災への情報を渡し、災害時には、避難所からの被害からの避難場所へ誘導する情報を提供する。
2. 前項各号の取組みの具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮に入れ、甲および乙との両者の協議により決定するものとする。
3. 甲および乙は、第1項各号の事項が円滑に行われるよう、お互いの都合となる連絡およびその相互連携を相互に連携するものとし、これに支障があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
4. 第1項各号に関する事項および関係に記憶のない事項についても、甲および乙は、両者で確認協議を行い、決定した取組みを実施するものとする。
5. 本システムは、あくまで情報の提供が主であるが、利用状況下が災害時である為、情報の信頼性、本システムの可動性に関し甲乙は責任を負わない。また利用者にその旨を利用規約にて明記する。
6. 本システムにより、災害情報を提供する場合は、「泉佐野市避難所等二台機設置計画」の内容を満たすものとする。

第3条（責任の範囲）

1. 甲及び乙は、前条の取組みに関し、第三者からの苦情及び何らかのトラブル（以下「苦情等」という。）が発生した場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。
2. 甲は、乙に提供した情報に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

3. 乙は、前項以外の本システムに係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
4. 本システムの責任は乙とする。

第4条（費用）

前条に基づき甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれが対応にかかる経費・運営費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第5条（情報の開示）

乙は、泉佐野市から提供を受ける情報について、泉佐野市が特段の届出を付けない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法により、一般に広く開示することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第6条（本協定の公表）

本協定の内容を公表する場合は、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で協議協議のうえ、決定するものとする。

第7条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関し協議が生じた事項については、甲および乙は、速急に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2冊を作成し、甲と乙両書記長押印のうえ各1冊を保存する。

2022年 12月 14日

甲 大阪府泉佐野市白旗第1丁目29番-3
 泉佐野市 千代松 大橋
 泉佐野市長 千代松 大橋

乙 泉佐野市白旗第一番山100-1
 一般社団法人 全国防災共助協会
 代表理事 池光 博明

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書

山形野村 (以下「甲」という。)と山本製紙株式会社 (以下「乙」という。)は、災害発生時におけるダンボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

(前記)

第1条 この協定は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設置等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

(協力の要請及び受領)

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、被災物資供給要請書 (様式第1号)により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(物資の種類)

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製保冷ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他乙の取扱商品

(手続等)

第4条 乙は、甲の要請する量に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、発送終了後、速やかに被災物資供給完了報告書 (様式第2号)により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協定のう え定 めるものとする。

(協定の文法)

第6条 協定は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならぬ。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙は、奇数平方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(協定の解釈)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その協定甲乙協定のう え、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のう え、各自その1通を所持する。

平成 26年 2月 24日

(甲) 山形野村市南東1丁目295番地の3

山形野村市 千代松 大 輔

(乙) 山形野村市上之郷1748

山本製紙株式会社

代表取締役 丸 島 敏 浩

長崎県立時におけるダンボール製品の製造に関する協定書

長崎市 (以下「甲」という。) と有限会社古谷ダンボール (以下「乙」という。) は、長崎県立時におけるダンボール製品の製造に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎県基本法 (昭和36年法律第223号) 第2条第1号に規定する長崎が発生又は発生するおそれがある時において、産業界の経営等において必要な物資の調達に関して、必要な事項を定める。

(協力の要請及び受託)

第2条 甲は、長崎時に物資の調達が必要となった場合は、長崎物資供給調整書 (様式第1号) により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(物資の種類)

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製備品ペッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製割仕切り
- (4) その他乙の取扱商品

(手続等)

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、納品終了後、速やかに長崎物資供給調整書 (様式第2号) により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、長崎時の直送の価格を基準とし、甲乙協定のうえ定めるものとする。

(経費の支払)

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならぬ。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(締結の解除)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その態度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成26年 4月24日

(甲) 長崎市市場第1丁目295番地の3

長崎野村長 千代松 文雄

(乙) 長崎市西日懸野2092-1

有限会社 古谷ダンボール

代表取締役社長 古谷 久博

災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）とセツカートン株式会社（以下「乙」という。）及び、Jパックス株式会社（以下「丙」という。）は、災害発生時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設置等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受領）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙及び丙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙及び丙は、甲からの要請をできる限り受領し、必要な物資を速やかに供給するために、平素から物資の備蓄、確保に努めておくものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 寝段はこベッド（段ポール製簡易ベッド）
- (2) 段ポール製シート
- (3) 寝段まじきり（段ポール製簡易仕切り）
- (4) その他乙及び丙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙及び丙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙及び丙はできる限り運段はこベッドの組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設置等が円滑に進むよう努めるものとする。

3 乙及び丙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第5条 乙及び丙は、納品した運段はこベッドの使用が終了し、甲から依頼があった場合、できる限り運段はこベッドの回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙及び丙に対し、第4条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲、乙、丙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第7条 経費は、乙及び丙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内これを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲及び乙並びに丙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方へ通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（情報の共有等）

第9条 甲及び乙並びに丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

（有効期間）

第10条 この協定書の有効期間は締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙並びに丙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

（疑義の解決）

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年6月15日

(甲) 大阪府泉佐野市市場東1丁目295番地の3
泉佐野市長 千代松 大輔

(乙) 兵庫県伊丹市東有田5丁目33番地
セツカートン株式会社
代表取締役 丹羽 俊雄

(丙) 大阪府八尾市太子堂2丁目5番38号
Jパックス株式会社
代表取締役 水谷 嘉浩

災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と塩水港精糖株式会社（以下「乙」という。）は、泉佐野市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が泉佐野市地域防災計画に基づき泉佐野市民の生命と財産を守る責務を果たすため行う応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、乙が企業の社会的使命に基づいて実施する食糧等物資（以下「物品」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時の業務遂行に必要な場合は、乙に物品の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、営業に支障のない範囲で該当物品の優先供給及び搬出に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（要請手続）

第3条 乙に対する甲の要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は、電話等で要請し、事後文書を出すものとする。

2 前項の文書には次の項目を記載する。

- (1) 要請理由（災害状況等）
- (2) 必要とする物品の種類・数量等
- (3) 納入又は受け渡しの日時・場所
- (4) その他必要事項

（運搬）

第4条 運搬は、甲及び甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて甲は乙に対して運搬の協力を求めることができるものとし、物品の納入又は受け渡しについては、職員証等の提示を行うものとする。

（物品の価格等）

第5条 前条の規定により乙が供給した物品の価格及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとする。

（物品の価格等の決定及び支払い）

第6条 協力を要した甲が負担すべき物品の価格等は、前条の規定により保有物品の優先供給及び搬出後、乙の提出する「出費確認書」等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は遅滞なくその支払いを行うものとする。

（報告）

第7条 この協定の万全な実行を図るため、甲は乙に対し在庫物品の品目、数量等について報告を求めることができる。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成26年2月24日から平成27年2月23日までの1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了1ヶ月前までに甲乙の一方から相手方に対する協定解除の申入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

（補則）

第9条 この協定に関し疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1部を保有するものとする。

平成26年2月24日

甲 泉佐野市市場東1丁目29番地の3
 泉佐野市役所
 泉佐野市長 千代松 大輔

乙 東京都中央区日本橋通船町2丁目
 9番6号 ニューESRビル
 塩水港精糖株式会社
 代表取締役社長 浅倉 三男

災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書

東佐野市（以下「甲」という。）と株式会社オリエントタルベルカリー（以下「乙」という。）は、東佐野市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が東佐野市地域防災計画に基づき東佐野市民の生命と財産を守る責務を果たすため行う応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、乙が企業の社会的使命に基づいて実施する食糧等物資（以下「物品」という。）の供給協力に関し、次のおおき協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時の業務遂行に必要な場合は、乙に物品の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、営業に支障のない範囲で該当物品の優先供給及び搬出に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（要請手続）

第3条 乙に対する甲の要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は、電話等で要請し、事後文書を提出するものとする。

2 前項の文書には次の項目を記載する。

- (1) 要請理由（災害状況等）
- (2) 必要とする物品の種類・数量等
- (3) 納入又は受け渡しの日時・場所
- (4) その他必要事項

（運 搬）

第4条 運搬は、甲及び甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて甲は乙に対して運搬の協力を求めることができるものとし、物品の納入又は受け渡しについては、職員証等の提示にて行うものとする。

（物品の価格等）

第5条 前条の規定により乙が供給した物品の価格及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとする。

（物品の価格等の決定及び支払い）

第6条 協定に要した甲が負担すべき物品の価格等は、前条の規定により保有物品の優先供給及び搬出後、乙の提出する「出荷確認書」等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は遅滞なくその支払いを行うものとする。

（報 告）

第7条 この協定の万全な実行を図るため、甲は乙に対し在庫物品の品目、数量等について報告を求めることができる。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成26年2月24日から平成27年2月23日までの1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了1ヶ月前までに甲乙の一方から相手方に対する協定解除の申込みがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

（情 報）

第9条 この協定に関し疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1部を保有するものとする。

平成26年2月24日

甲 東佐野市湯東1丁目29

東佐野市役所

東佐野市長 千代松 大輔

乙 大宮市浪速区元町1-3

株式会社オリエントタルベル

代表取締役社長 原田



民間事業者の緊急放送における協定

(協定の目的)

第1条 本協定は災害対策基本法第7条及び大規模地震対策特別措置法第20条の規定により、大地震、津波などの自然災害またはその他の緊急事態発生時に在長に対して緊急情報の伝達が必要がある場合において鳥取県(以下「甲」という)が株式会社ジェイコムウエスト(以下「乙」という)に緊急放送を要請するときの手続きを定めるものとする。

(緊急放送要請の手続き)

第2条 甲が緊急放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面にて乙の専任事業者である株式会社ジェイコムウエスト(以下「丙」という)に要請するものとする。

- (1) 緊急放送要請の理由
 - (2) 依頼する放送の内容
 - (3) 希望する放送の日時
 - (4) その他必要な事項
2. 要請の書面は丙が指定する放送拠点とし、原則のとおり定めるものとする。
3. 要請の書面は丙が指定した場合は、丙は直ちに甲に申し出るものとする。
4. 要請はファックスやメールを用いて行うが、このような手段では間に合わないと思われる場合は電話にて要請することができるものとする。この場合は事後速やかに甲は丙に書面を提出するものとする。

(緊急放送の実施)

第3条 丙は甲から要請を受けた事項に關し、形式、内容、時刻を自主的に決定して放送するものとする。

(情報の提供)

第4条 甲がインターネットや広帯域等で緊急情報の発信および第二条で丙に要請した情報に關して、緊急時の密閉に關わらず乙および丙は自ら運営する放送やインターネット等を適切に発信できるものとする。

(協定の発生について)

第5条 本協定の記載事項に關して疑義が生じた場合は、甲・乙・丙が協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第6条 本協定は締結の日をもって開始し、期間を1年間とする。なお、期間満了の3ヶ月前までに甲・乙・丙のいずれからも重要事項がなければ、更に1年間延長されるものとする。

この協定の書として本書の裏を作成し、当事者が記名押印のうえ、各々1通を保存する。

平成26年 4月 16日



(甲) 鳥取県鳥取市鳥取1丁目3番3号 鳥取県庁
県庁長官 藤田 大輔
県庁副長官 千代田 大輔



(乙) 大塚市中央区新町1丁目1番1号 JCOMウエスト本社ビル6階
株式会社ジェイコムウエスト
代表取締役社長



(丙) 大塚市中央区城東1丁目2番27号 クリスタルタワー5階
株式会社ジェイコムウエスト
関西メディアセンター
メディアセンター長

両当事者における地図製品等の供給等に関する協定書

株式会社 (以下「甲」という。) と株式会社ゼンリン (以下「乙」という。) とは、第1条第1号に定める両当事者において、乙が、乙の地図製品等 (第2条に定義される) を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条 (目的)

本協定は、以下各条の範囲を目的とする。
(甲)の営業区域内で両当事者基本協定第1号に定める両当事者が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が両当事者基本協定第23条の2に基づく両当事者本部 (以下「両当事者本部」という。) を設置したとき、乙の地図製品等の供給及び供給等に関する必要事項を定めること。
(甲)の営業の平常時から状況に関する情報交換を通じて、甲及び乙が連携して、両方・両方に資する地図の作成を検討・推進することにより、両当事者間に於ける協力の向上に努めること。

第2条 (定義)

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。
(1) 「住宅地図」とは、東京都全域を収録した乙の住宅地図を意味するものとする。
(2) 「広域図」とは、東京都全域を収録した乙の広域図を意味するものとする。
(3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
(4) 「ID等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
(5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWN の総称を意味するものとする。

第3条 (地図製品等の供給の要請等)

1. 乙は、甲が両当事者本部を創設したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の販売にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める要請供給要請書 (以下「要請書」という。) を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に別途定める物資供給指図書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条 (地図製品等の課金及び償還)

1. 乙は、第3条第1項の範囲に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の業務内容において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じて、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図等の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条 (地図製品等の利益等)

1. 甲は、第1条第1号に基づき両当事者本部を創設したときは、両当事者本部及び両当事者本部、本部からの資料として、第4条に基づき甲乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利益を行うことができるものとする。

(1) 両当事者本部設置期間中の期間

甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告書に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を開始したときは、速やかに当該報告書の内容にて調査・報告するものとする。

2. 甲は、第1項にかかわらず、両当事者本部の平常時から状況に関する情報交換の目的として、甲の当該両当事者本部を創設する営業区域内において、広域図及びZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製・転載する場合は、別途乙の同意を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定締結後ZNET TOWN 利用規約に記載の条件に従うものとする。

第6条 (情報交換)

甲及び乙は、両当事者本部の状況に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を構築し、両当事者に資するものとする。

第7条 (有効期間)

本協定の有効期間は、本協定締結書の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による更新の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条 (協議)

甲乙間で本協定の解釈その他につき協議又は紛争が生じた場合には、両当事者は協議をもって協議し解決を図るものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保存する。

2014年6月23日

甲) 大阪府府民営局第1丁目296-3 乙) 大阪府西区河内3丁目3-9

会社副社長 代表取締役

代表取締役 取締役



災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と奈良県知事（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災復旧等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、市民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。
第1項 奈良県市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
第2項 奈良県市災害対策本部が設置された場合
第3項 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。
一 情報の収集・提供（リネゾン〔情報連絡員〕含む。）
二 近畿地方整備局等職員の出遣（緊急災害対策本部含む。）
三 災害に係る専門家の派遣
四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
六 通行規制等の設置
七 その他必要な事項

（リネゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリネゾンを派遣する。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に際して事前に調整を図るものとする。

（リネゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリネゾンの活動場所として災害対策本部等に連絡等を確保するものとする。

（緊急災害対策本部の出遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策本部を派遣する。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に際して行うものとする。

「災害時等の応援に関する申し合わせ」

(緊急災害対策推進法の受け入れ)
第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策推進隊の活動に於いて必要となる資料(図面等)について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策推進隊の報告)
第8条 甲は、派遣した緊急災害対策推進隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかにこれにその内容を提供するものとする。

(評定の協力)
第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の提供に協力するものとする。

(その他)
第10条 この条し合わせに定めない事項、協議に関しては、その影響甲及び乙が協議するものとする。

平成26年11月25日



甲 近畿地方整備局長 森 昌文



乙 仙台野市長 千代松 大

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方面について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 泉佐野市 市長公室 市民協働課 危機管理担当参事

乙 日本郵便株式会社 泉佐野郵便局 総務部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2015年8月3日から2016年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間満日時から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。
なお、この協定の締結をもって、平成8年4月1日に締結した「災害時における相互支援、協力協定」は廃止とする。

2015年8月3日

甲 佐野市 泉佐野市市場東1丁目293番地の3 千代松 本幹
代表 泉佐野市長

乙 佐野市 泉佐野市内郵便局 泉佐野郵便局長 角田 誠
代表 日本郵便株式会社 泉佐野郵便局長



災害発生時における泉佐野市と泉佐野市内郵便局の協力に関する協定

大淀泉佐野市(以下「甲」という。)と泉佐野市内郵便局(以下「乙」という。)は、泉佐野市内に発生した地震その他の災害による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために平成8年4月1日に締結した「災害時における相互支援、協力協定」を改正し、次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力の範囲)

第2条 甲及び乙は、泉佐野市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを任用した広報活動
- (4) 災害救助活動時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び連携対策
 - ア 被災者の被災者に対する郵便業務等の簡便交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出物の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確保を行うための必要な事項
なお、別添1・2「避難者情報確認シート(避難先戻)」又は郵便局の記者・回収を含む。
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常社及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 群番号に掲げるもののほか、要請のあったものうち協力できる事項

(協力の費用)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が負担した経費については、法令その他の法的定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前条の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

災害時の医療救護に関する協定書

第1条 (以下「甲」という。)と一般社団法人東佐野赤十字医師会(以下「乙」という。)は、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、東佐野市地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療救護を実施するために必要な事項を定めるものとする。

この協定において「災害」とは、東佐野市において災害対策基本法(昭和16年法律第223号)や災害救助法(昭和25年法律第118号)の適用となるもの、甲が乙に出勤を要請する必要がある程度の自然災害又は自然的に発生する災害が発生する重大な事故(大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等)など通常の医療体制が確保できない程度の状況を含む。

(医療救護の派遣)

第2条 甲は、医療救護を実施する必要があると認めるときは、乙に対して医療救護の派遣を要請するものとする。

乙は、甲が要請を受けたときは、医師、看護師その他必要とする人員による医療救護を組織し、甲の指定する救護所及びその施設医療救護を実施する必要があると認めるときは、(以下「救護所等」という。)に派遣するものとする。

乙は、災害が発生し、医療救護を実施する必要があると認めるときは、医療救護を救護所等に派遣するものとする。この場合において、乙は甲との連絡が可能なとなつた後、速やかに甲にその旨を報告し、その承諾を得るものとする。

(連絡調整)

第3条 医療救護活動に係る東佐野市災害対策本部と乙との連絡調整窓口は、別に定めるものとする。

(医療救護活動)

第4条 医療救護は、原則として救護所等において、医療救護を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合において、医療機関に依頼して救護を行う必要があると認めるときは、乙はその委員の医療機関の判断に準じて協力を得られるよう取り計らうものとする。

(医療救護の費用)

第5条 医療救護の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 医療機関への搬送要請及びトリアージ
- (3) 被災困難な患者及び軽症患者に対する医療
- (4) 診療救護
- (5) 死亡の検視

(6) その機材に応じた処置

(医薬品等の供給)

第6条 甲は、医療救護に使用する医薬品、医療資器材等の供給に関し、医療救護が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。ただし、当協定の間は、医療救護の調行品を含め、乙が供給するものとする。

(医療費)

第7条 救護所等における医療費は、原則として無償とする。

第8条 救護された医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ず救護所等から普通医療機関に転送された傷病者への治療費等による応急的な処置に係る医療費は無償とする。

(防災訓練等)

第9条 乙は、災害時に医療救護を円滑に実施できるよう、甲から要請を受けた場合は、甲が実施する防災訓練(以下「防災訓練」という。)に参加するものとする。また、医療救護に関する訓練(以下「災害医療救護訓練」という。)を実施するものとする。

(報告)

第10条 医療救護の進展は、活動内容等に関して必要な記録を行うとともに、乙に報告するものとする。

乙は、医療救護の進展に業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第11条 甲の要請又は依頼に基づき、医療救護が医療救護を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 乙が医療救護の派遣に要した経費
- (2) 乙が供給した医薬品等(医療救護に使用する調行品を含む。)を使用した場合の廃棄
- (3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認められたもの

前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上で定める。

防災訓練に係る費用については原則として甲が負担し、災害医療救護訓練に係る費用については原則として乙が負担するものとする。ただし、甲と乙が共同で実施する防災訓練のうち、医療救護に関する訓練に係る費用は乙が負担するものとする。

(災害検視)

第12条 甲は、医療救護の委員が医療救護を行ったことにより、死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害を有することとなつた場合において、災害救助法が適用される場合は大医師災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例(昭和38年大医師会条例第3号)に定めるところにより調査し、それ以外のときは甲乙協議の上、その調査方法及び補償額を定めるものとする。

2. 甲は、防災訓練又は甲と乙が共同で実施する災害医療救護訓練の従事中に乙の会員が損害を被った場合は、甲の加入する損害保険により補償する。

(第三者に対する損害補償)

第12条 乙が医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、甲乙協議の上、その賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

(実施細目)

第13条 この協定による医療救護の実施に關し必要な細目は、別添「災害時の医療救護に關する協定実施細目」のとおりとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成28年5月26日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1か月前までに、

甲乙いずれからも書面により互らの意思表示がないときは、さらに1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(附屬)

第15条 この協定に定めのない事項又は協定事項の解釈に關し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

上記協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年5月26日

甲 泉佐野市市場東295番地の3

泉佐野市

代表者 泉佐野市長 千代松 大輔



乙 泉佐野市番1丁目1番30号

一般社団法人泉佐野東南医師会

代表者 会長 野上 浩實



災害時の医療救護に関する協定書

東佐野市（以下「甲」という。）と一般社団法人東佐野県南歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、東佐野市東部消防計画に基づき、甲がこの協力を得て行う災害救助のうち、医療救護を実施するために必要な事項を定めるものとする。

この協定において「災害」とは、東佐野市において災害対策基本法（昭和46年法律第223号）や災害救助法（昭和23年法律第118号）の適用となるもの、甲が乙に出勤を要請する必要があると認める震度の自然災害又は局地的に発生し、被害が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）など通常の医療体制が確保できない程度の状況という。

(医療救護の提供)

第2条 甲は、医療救護を実施する必要があると認める場合は、乙に対して医療救護の派遣を要請するものとする。

乙は、甲から要請を受けたときは、歯科医師、その他必要とする人員による医療救護を実施し、甲の指定する救護所及びその他医療救護を実施する必要があると認める場所（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

乙は、災害が発生し、医療救護を実施する必要があると認める場合は、医療救護所を救護所等に派遣するものとする。この場合において、乙は甲との連絡が可能となった後、速やかに甲にその旨を報告し、その承認を得るものとする。

(連絡調整)

第3条 医療救護活動に係る東佐野市災害対策本部と乙との連絡調整窓口は、別に定めるものとする。

(医療救護活動)

第4条 医療救護は、原則として救護所等において、医療救護を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合において、医療機関に收容して救護を行う必要があると認めるときは、乙はその会員の医療機関の別用室として協力を得られるよう取り計らうものとする。

(医療救護費（歯科医療費）の負担)

第5条 医療救護費（歯科医療費）の負担は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする患者に対する応急処置及び歯科医療
- (2) 歯科者に対する口頭衛生指導
- (3) その他医療救護を実施する上で必要な措置

(医薬品等の供給)

第6条 甲は、医療救護に使用する医薬品、医療資器材等の供給に関し、医療救護が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該の際は、医療救護にの携行品を含め、乙が供給するものとする。

(医療費)

第7条 救護所等における医療費は、原則として無償とする。

2 収容された医療機関における医療費は、原則として債務者の負担とする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ず救護所等から移送医療機関に搬送された患者への治療指示書による応急的な処置に係る医療費は無償とする。

(防災訓練等)

第8条 乙は、災害時に医療救護を行うに実施できるよう、甲から要請を受けた場合は、甲が実施する防災訓練（以下「防災訓練」という。）に参加するものとする。医療救護に関する訓練（以下「災害医療救護訓練」という。）を実施するものとする。

(報告)

第9条 医療救護活動の副長は、活動内容等に関して必要な記録を行うとともに、乙に報告するものとする。

2 このほか、医療救護活動の副長に業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第10条 甲の要請又は承認に基づき、医療救護活動が医療救護を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 乙が医療救護活動の派遣に要した経費
- (2) 乙が供給した医薬品等（医療救護にの携行品を含む。）を使用した場合の買戻
- (3) 前2等に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認められたもの

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上で定める。

3 防災訓練に係る費用については原則として甲が負担し、災害医療救護訓練に係る費用については原則として乙が負担するものとする。ただし、甲と乙が共同で実施する防災訓練のうち、医療救護に関する訓練に係る費用は乙が負担するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、医療救護活動の副長が医療救護を行ったことにより、死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害を有することとなった場合において、災害救助法が適用されるときは災害に伴う応急処置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する権利（昭和39年大法院判例第3号）に定めるところより補償し、それ以外のときは甲乙協議の上、その補償方法及び補償額を定めるものとする。

2 甲は、防民動機又は甲と乙が共同で実施する災害医療救護訓練の遂行中に乙の会員が損害を蒙った場合は、甲の加入する損害保険により補償する。

(第三者に対する損害補償)

第12条 乙が災害医療救護訓練遂行中に第三者に及ぼした損害については、甲乙協議の上、その賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

(災害補償)

第13条 この協定による災害医療の実施に関し必要な細目は、別途「災害時の災害医療に関する実施細目」としておりとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成28年5月26日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面により何らの意思表示がないときは、さらに1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(附則)

第15条 この協定に定めのない事項又は協定事項の解釈に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

上記協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、双方署名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年5月26日

甲 泉佐野市市長 千代松 大輔

乙 泉佐野市上町2丁目2番12号 一般社団法人泉佐野泉南青科医師会

代表者 会長 小川 秀三

代表者 泉佐野市長 千代松 大輔

泉佐野市市長 295番地の3

泉佐野市

代表者 泉佐野市長 千代松 大輔

泉佐野市上町2丁目2番12号

一般社団法人泉佐野泉南青科医師会

代表者 会長 小川 秀三

災害時の医療救護に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と泉佐野市消防団（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、泉佐野市地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療救護を実施するために必要な事項を定めるものとする。

この協定において「災害」とは、泉佐野市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）や災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用となるもの、甲が乙に活動を要請する必要を生じさせる程度の自然災害又は局部的に発生し多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）など通常の医療体制が確保できない程度の状況という。

（医療救護の派遣）

第2条 甲は、医療救護を実施する必要があると認める場合は、乙に対して医療救護団の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、薬剤師、その他必要な人員による医療救護を実施し、甲の指定する救護所及びその他の医療救護を実施する必要があると認める場所（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

3 乙は、災害が発生し、医療救護を実施する必要があると認める場合は、医療救護団を救護所等に派遣するものとする。この場合において、乙は甲との連絡が可能となった後、速やかに甲にその旨を報告し、その承認を得るものとする。

（連絡調整）

第3条 医療救護活動に係る泉佐野市災害対策本部と乙との連絡調整窓口は、別に定めるものとする。

（医療救護活動）

第4条 医療救護団は、原則として救護所や医薬品等の集積場所、その他甲が指定する場所において、医療救護を実施するものとする。

（医薬品管理）

第5条 医療救護団（薬剤師）の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する処置及び緊急搬送
- (2) 救護所、医薬品の集積場所等における医薬品仕分け及び管理
- (3) 医薬品等の確保及び供給の協力
- (4) その他医療救護を実施する上で必要な措置

（医薬品の供給）

第6条 甲は、医療救護団が使用する医薬品等の供給に関し、医療救護団が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。ただし、前項の間は、医療救護団の携行品を含め、乙が供給するものとする。

（費用等）

第7条 救護所等における費用等は、原則として原簿とする。

（防災訓練等）

第8条 乙は、災害時に医療救護を行済に実施できるよう、甲から要請を受けた場合は、甲が実施する防災訓練（以下「防災訓練」という。）に参加するとともに、医療救護に関する訓練（以下「災害医療救護訓練」という。）を実施するものとする。

（報告）

第9条 医療救護団の団長は、活動内容等に関して必要な記録を行うとともに、乙に報告するものとする。

2 乙は、医療救護団の団員に負傷災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第10条 甲の要請又は承認に基づき、医療救護団が医療救護を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 乙が医療救護団の派遣に要した経費
- (2) 乙が供給した医薬品等（医療救護団の携行品を含む。）を使用した場合の費用
- (3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上で定めるものとする。

3 防災訓練に係る費用については原則として甲が負担し、災害医療救護訓練に係る費用については原則として乙が負担するものとする。ただし、甲と乙が共同で実施する防災訓練のうち、医療救護に関する訓練に係る費用は乙が負担するものとする。

（災害補償）

第11条 甲は、医療救護団の団員が医療救護を行ったことにより、死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害を有することとなった場合において、災害救助法が適用されるときは災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年大阪府条例第3号）に定めるところより補償し、それ以外のときは甲乙協議の上、その補償方法及び補償額を定めるものとする。

2 甲は、防災訓練又は甲と乙が共同で実施する災害医療救護訓練の従事中に乙の会員が損害を被った場合は、甲の加入する損害保険により補償する。（第三者に対する損害補償）

第12条 乙が医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、甲乙協議の上、その賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

（実施細目）

第13条 この協定による医療救護の実施に際し必要な細目は、別添「災害時の医療救護に関する実施細目」とおりとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成28年8月26日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面により何らの異議表示がないときは、さらに1年間の効力を有するものとし、以降も同様とする。

(職権)

第15条 この協定に定めのない事項又は協定事項の解釈に関する疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

上記協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、互方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年5月26日

泉佐野市市道東295番地の3

甲 泉佐野市

代表者 泉佐野市長 平代松 大輔



泉佐野市錦1丁目1番30号

乙 泉佐野藤原会

代表者 会長 戸原 誠徳



災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定

泉佐野市（以下「甲」という。）と大阪葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）は、泉佐野市において地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合における遺体の安置・搬送等の大規模な協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(経過)

第1条 この協定は、「泉佐野市地域防災計画」に基づき、遺体の安置・搬送等を行う際に関連するため、乙の甲に対する協力を関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害発生時の次の要請について、必要が生じた場合はここに要請し、乙は可能な範囲で、最大限その他の要請に優先してこれを実施するものとする。

- (1) 死体安置所の確保及び運営
- (2) 遺体の搬送、納棺又は火葬に関するまでの業務
- (3) 遺体の安置、搬送等に必要な資機材及び消耗品の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲の要請により乙が応じられる事項

(要請方法)

第3条 甲は、前条に規定する要請をするときは、災害時等協力要請書（様式第1号、以下「要請書」という。）をここに提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合は、電話等でも請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(協力の方法)

第4条 乙は、前条の要請を受けたとき、甲の指図に従い第2条に掲げる業務を実施するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、災害時等要請協力実施報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。ただし、災害時等要請協力実施報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日災害時等要請協力実施報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条に掲げる事項に使用した資機材及び消耗品の購入費その他協定に要した経費は、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

と ころが、遺族等の要請により甲の要請業務の範囲を超える協力を行った場合、その経費は乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合、乙が指定する支払先口座に支払うものとする。

災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定

大阪葬祭事業協同組合
泉佐野市

(協定の決定)

第9条 甲が負担する議案の審議は、議案の発議における災害救助法（昭和22年法律第15号）の審議期及び災害発生の際における前條の運送な設備を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(交渉体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力を図るよう、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(損害の負担)

第11条 この協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な平穏なその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(災害時の情報提供)

第13条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第14条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は協議が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙から期間満了の1ヶ月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通保持する。

平成28年9月17日

甲 奈良野市市議第一丁目295-3

奈良野市

代表者 奈良野市長 千代松 大輔

乙 大阪府大阪市中央区上町1丁目2-9 藤ビル 302

大阪駅前專業協同組合

代表者 大阪駅前專業協同組合 和合健一



災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定

株式会社（以下「甲」という。）と株式会社（以下「乙」という。）は、県庁において地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合における遺体の安置・搬送等の支援助力に關し、次のとおり協定を締結する。

(編制)

第1条 この協定は、「泉佐野市地域防災計画」に基づき、遺体の安置・搬送等を行う場合に実施するため、乙の甲に対する協力に關し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の範囲)

第2条 甲は、災害発生時の次の業務について、必要が生じた場合は乙に要請し、乙は可能な範囲で、是れを他の業務に優先してこれを実施するものとする。

(1) 死体安置場所の確保及び確保

(2) 遺体の搬送、納付又は火葬に関するまでの業務

(3) 遺体の安置、搬送等に必要資機材及び消耗品の提供

(4) 前各号に掲げるもののほか、甲の要請により乙が応じられる事項

(要請方法)

第3条 甲は、前条に規定する要請をするときは、災害時等協賛力要請書（様式第1号、以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合は、電話等で要請し、その要請内容に要請書を提出するものとする。

(協力の方法)

第4条 乙は、前条の要請を受けたとき、甲の指示に従い第2条に掲げる業務を実施するものとする。

(実施場所)

第5条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、災害時等協賛力実施報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。ただし、災害時等協賛力実施報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後は災害時等協賛力実施報告書を提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条に掲げる事項に使用した資機材及び消耗品の購入費その他の協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

また、遺族等の要請により甲の要請業務の範囲を超える協力を要請を行った場合は、その経費は乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づきかかる請求があった場合、乙が指定する支払先に優先して支払うものとする。

災害時における
遺体の安置・搬送等の協力に関する協定

株式会社 辻吉
泉佐野市

(附則の改正)

第9条 甲が負担する経費の範囲は、投票の発生における投票券代金(昭和22年法律第118号)の基準額及び投票券の印刷における市費の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。
(支援体制の整備)

第10条 乙は、投票時における行政な協力を怠るよう、選挙区連帯体制の整備に努めるものとする。

(投票の負担)

第11条 この協定に基づき負担により生じた投票の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な手続その他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(投票時の情報提供)

第13条 乙は、協力業務の実施中に得た投票情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第14条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に開示してはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は協議が生じた事項については、その形迹、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙から期間満了の1ヶ月前までに相手方に対し、別紙の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通保持する。

平成28年9月12日

甲 泉佐野市橋東一丁目295-3

泉佐野市

代表者 泉佐野市長 千代社 天童



乙 泉佐野市新出町17-23

株式会社 辻吉

代表者 代表取締役社長 辻吉 吉治



災害時における量の提供に関する協定書

高松市(以下「甲」という。)と「5月5日00時の時点」プロジェクト実行委員会(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する地震・風水害その他の災害時における量の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(範囲)

第1条 甲は、高松市の区域内において災害が発生し、又は発生のおそれがあり、避難所を開設する場合は、乙に量の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、前項の要請を行う場合、避難所の開設状況、避難者数などの情報について、可能な限り乙に提供するものとする。

3 前1項の規定による要請は、災害により行うものとする。ただし、事態が急迫して災害によることができない場合は、必要又は電報若しくは電話その他の方法によることができる。

4 前項ただし書の場合において、甲は、事項に連やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

(提供の範囲)

第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

2 次に掲げる作業については、その都度甲の協議の上、協力して行うものとする。

(1) 避難所等までの量の輸送

(2) 輸送後の量の処理

(費用の負担)

第3条 乙が甲に提供する量及び輸送に係る費用は無償とし、その他の提供にあたり在りしる費用は甲が負担して定めるものとする。

(車両の運行)

第4条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を無償又は委託車両として運行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲側から情報交換を行い、必要時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲乙双方の連絡責任者及び連絡責任者に専任のある場合の所属部署の順、氏名、電話番号その他の必要な事項を別表により相互に通知するものとする。

(総則)

第7条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両書記長押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年9月15日

甲 大飯町高松市市長 千代雄 大村
高松市市長 千代雄 大村

乙 和歌山県和歌山市市長 野上 秀三
「5月5日00時の時点」プロジェクト
近畿地区委員長 岡本 秀三
実行委員会

災害時における相互支援協定書

熊本県佐野市及び大飯町佐野市は、いずれかの地域で災害が発生し、被災した市(以下「被災市」という。)が救助を必要とする場合、自力で応急措置を行うことが困難である場合及び復旧のため支援を必要とする場合において、被災市の要請を受けれた市(以下「支援市」という。)が行う必要な救助および支援(以下「支援等」という。)について、次のとおり協定を締結する。

災害時における相互支援に関する協定

〔災害〕

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に規定する災害をいう。

〔救助〕

第2条 救助の要請は、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項のとおりとし、被災市・支援市間の協定により、その内容を決定し、これを行う。

〔支援〕

第3条 前条に定めるもののほか、被災市が次の各号のいずれかの支援を必要とする場合には、被災市・支援市間の協定により、その内容を決定し、これを行う。ただし、被災市に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不順などにより協議ができない場合には、支援市が自らの判断により支援できるものとする。

佐野市
泉佐野市

(1) 食料、飲料水、乳児用品等の生活必需品の提供及びその必要な資機材の提供

(2) 被災市の応急復旧活動及び事務支援のための職員の派遣並びにこれに伴う事務機器等の必要な資機材等の提供

(3) 医師者、要介護者、被災者及び避難者の受入れ

(4) ボランティアの斡旋及び派遣

(5) 前各号に掲げるもののほか、被災市から要請のあった事項

(費用負担)

第4条 支援等に要した経費は、法令その他別に定めがあるものはその定めによる。それ以外の経費については、原則として支援市が負担する。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了30日前までに、栃木県佐野市又は大阪府泉佐野市の一方が相手方に於しこの協定の改定又は解除の申し出をしないときは、期間満了の日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度両市が協議して定める。

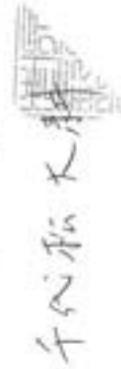
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市長が署名の上、各自1通を保有する。

平成28年11月22日

栃木県佐野市
市長



大阪府泉佐野市
市長



災害時相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、当該が所在する市町村、或は市、または町、または村（以下「協定市」という。）において地震等による災害が発生し、被災団体の独自では十分な応急措置ができない場合に、相互に救援協力し、被災団体の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応援対象者及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により他の協定市に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電報により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに本書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請の理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣地域と経路
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 要請を受けた団体は、速やかに他の協定市と協議を行い、応援をとりまとめる団体（以下、「応援とりまとめ団体」という。）を決定し、その旨を被災団体及び他の協定市に通知する。

(応援の実施)

第4条 協定市は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 協定市は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災団体に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができるものとする。この場合は、前条に規定する応援要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援をとりまとめ団体は、協定市と緊密な連絡をとり、被災団体が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

災害時相互応援に関する協定書

2
自:

(応援とりまとめ団体)
第5条 被災団体と応援を行う団体（以下「応援団体」という。）の連絡及び調整は、応援とりまとめ団体が行うものとする。
2 応援とりまとめ団体は、必要に応じて被災団体に職員を派遣し、被災団体と協働を行い、協定市の活動を調整及び支援することができる。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災団体が負担する。
2 被災団体において経費を負担するいとまがなく、かつ、被災団体から調整があった場合は、応援団体は当該経費を一時繰替え支援するものとする。
3 前2項に定めるもののほか、経費負担に関し必要な事項は別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各団体が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第8条 協定市は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。
2 協定市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡調整部局を定めておくものとする。

(訓練の実施)

第9条 協定市は、この協定の実効性を確保するために、相互に協力し、必要な訓練を実施するものとする。

(協定に関する協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別に定める。

この協定の成立を証するため、この協定書より通作成し、各協定市は署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月18日

函館市長 工藤 寿博

成田市長 小泉 一茂

泉佐野市長 千代 弘 大 剛

災害時相互応援に関する協定申し合わせ書

災害時相互応援に関する協定申し合わせ書

(趣旨)

第1条 この申し合わせ書は、災害時相互応援に関する協定書（以下「協定」という。）の実施に
関し、必要な事項を定める。

(応援取りまとめ団体の設置)

第2条 協定第5条に規定する応援とりまとめ団体の範囲は、別表1のとおりとする。

(応援要請の手続き)

第3条 被災団体は、別表1に基づく応援とりまとめ団体に申し、協定第3条に掲げる事項を明
らかにした別紙1応援要請書により応援を要請するものとする。

(応援実施の手続き)

第4条 前条の応援要請を受けた応援とりまとめ団体は、協定第2条当該要請を通知する。
2 協定第2条で応援を行うもの（以下「応援団体」という。）は、応援を行う事項について応援計画
を作成し、応援内容の連絡及び調整を行う。

3 応援団体は、次の事項について別紙2応援通知書により応援とりまとめ団体を經由し被災団
体に連絡した上、応援を実施する。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目及び数量
- (2) 人的応援をするときは、活動内容、活動人数及び期間等
- (3) その他の応援をするときは、応援の内容及び期間等
- (4) 第3号に定めるものは必要な事項

(応援物資の受領通知)

第5条 被災団体は、前条に規定する応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援とりま
まとめ団体を經由した上、応援団体に申し別紙3応援物資受領書により通知する。

(応援終了の報告)

第6条 被災団体は、応援が終了したときは、応援取りまとめ団体を經由した上、被災団体に對
し別紙4応援終了報告書により報告する。

(連絡担当部局の設置)

第7条 協定中は、災害時に協力的な相互応援の実施ができるよう、あらかじめ連絡担当部局を定
め、部局長及び連絡先等必要な事項を協定書に通知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第8条 協定第6条の規定による、職員の出遣に要した経費の負担については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被災団体が負担する経費の額は、被災団体が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び旅手当を合算した額を超えない額とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合には、当該応援業務に要した経費は、原則として被災団体の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に被害を及ぼした場合には、その被害が応援業務の遂行中に生じたときは被災団体が、被災団体への賠償の途中においては被災団体が賠償責任を負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災団体と応援団体の協議により定める。

平成29年3月18日



函館市長 工藤 壽博



成田市長 小泉 一成



泉佐野市長 千代松 大樹

別表1

申し合わせ書第2条に規定する応援よりまとめ団体は、次のとおりとする。

被災団体	応援よりまとめ団体	
	1位	2位
函館市	成田市	泉佐野市
成田市	泉佐野市	函館市
泉佐野市	函館市	成田市

大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定書

高松野市は「甲」とし、乙と高松圏外マナーセンター協会(以下「乙」という。)とは、大規模災害時の避難所における人的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大規模な災害の発生により高松野市内に避難所が設置された場合において、甲の要請に基づき、乙が設置された避難所に乙の会員を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。
第3条 本協定における支援の対象となる者(以下「対象者」という。)は、避難所等に避難した者をいう。

(支援要請)

第4条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して、甲が指定する避難所での支援を要請するものとする。
第5条 前項の要請は、要請書(別記様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請できるものとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。
第6条 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるものとする。

(支援内容)

第7条 本協定における支援内容は避難所における編・食・あん摩マッサージ指圧の施設及び作業上の相談とする。

(支援期間等)

第8条 支援の期間は、避難所開設時から、該避難所等が撤去するまでの間で、甲乙が協議し決定する。

(経費負担等)

第9条 乙の施設費用については無料とする。また、編、食、ア、テープ、養生材料、薬品等送迎にかかる費用については原則乙の負担とする。

(連絡体制等)

第10条 甲、乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、あらかじめ定めおくものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙及び支援者は、避難所の管理運営にあたり、業務上知り得た対象者とその家族等の情報を漏らしてはならない。

(協定の期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から、平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙から書面による解約の申し出がない場合は、さらに、1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第13条 甲は乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるときは、この協定を解除することができる。

(協定)

第14条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保存する。

平成29年6月1日

甲 高松野市市長 千代仙 大輔

高松野市

高松野市長 千代仙 大輔



乙 高松圏外マナーセンター協会

会長 野田 英典



大規模災害等における隊友会への協力に関する協定

泉佐野市(以下「甲」という。)と公益社団法人隊友会大阪府隊友会(以下「乙」という。)
は、乙が大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために社会貢献活動の一環と
して行う協力(以下「協力」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、泉佐野市内において自然災害、大規模事故その他の市民の生命、身体
及び財産に重大な被害が生じるおそれがある大規模災害等が発生した場合に、甲がこれ
に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

(大規模災害等)

- 第2条 大規模災害等とは、次のとおりとする。
 - (1) 地震、津波、台風又は豪雨、土砂災害等で人命に關わる深刻ないし大規模な自然
災害
 - (2) 武力攻撃事象等及び存立危機事象における我が国の平和と独立並びに国及び国民
の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)に関する武力攻撃事象等
 - (3) その他甲が必要と認める災害

(協力内容)

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する活動は、次のとおりとする。

- (1) 災害、安否及び生活情報の収集・伝達の支援業務
- (2) 給水、炊き出しその他の救護活動の支援業務
- (3) 避難所の開設及び運営の支援業務
- (4) 物資、資材の運搬及び分配の支援業務
- (5) その他甲が必要と認める業務

(協力を要請の方法等)

第4条 甲が、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、文書により行う。ただし、
緊急の場合その旨やむを得ない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後当該文書を送
付する。

2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなつたときは、速やかに文書により乙に
通知する。

(乙の協力等)

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、委員の安全を考慮の上、可能な限り協
力する。

2 甲は、乙が協力を開始するにあたって、活動を行う乙の委員に対し、安全確保に關わ
る情報を可能な限り提供する。

(活動経費の負担)

第6条 この協定に基づき活動した経費は、乙が負担する。
2 甲が要請する協力を乙の委員が行うに当たり、必要となる活動用資器材に係る経費に
ついては前項の規定に関わらず、甲が協定して定める。

(損害補償)

第7条 甲は、その要請により協力した乙の委員が災害対応活動において死亡し、負傷
し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、武力攻撃事象等における
国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)、泉佐野市非常勤消
防団員等の公務災害補償に関する条例及びその他の関係法令の規定に基づきその損害を補
償する。

(協力のための準備等)

第8条 甲乙は、平常時から大規模災害発生時における連携体制を準備する。
2 乙は、この協定に基づく協力を円滑にするため、甲が実施する訓練等に積極的に参加
する。

3 甲乙は、それぞれの連絡責任者を定め、お互いに連絡先等を通知する。

4 本協定に係る業務遂行に伴い、甲が知り得た乙の個人情報等は厳重に管理し、協定目的
以外の目的に使用しないものとする。

(協定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に關し疑義が生じた事項については、そ
の都度、甲乙が協議して定める。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から1年間有効とする。ただし、有効期間満了の日の
1ヶ月前までに甲乙いずれかの文書での申し出がない限り、引き続き1年間有効とし、
以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1
通を保有する。

平成29年8月3日

甲 泉佐野市市長 1-295-3
泉佐野市
泉佐野市長 千代松 大輔

乙 大阪府中央区大平町4丁目大平町4丁目
公益社団法人隊友会大阪府隊友会
会 長 早川 憲代

災害時相互応援に関する協定書

鳥取県と浜田市は、大規模な災害時における災害応急対策及び災害復旧に係る相互の応援に際し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、いずれかの市域において、大規模な災害が発生し、被災した市（以下「被災市」という。）が独自で十分な応急対策ができない場合において、一方の市（以下「応援市」という。）が被災市の要請を受けて実施する災害時相互応援業務を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策並びに災害復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 被災市は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により応援市に対し要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請の理由
 - (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
 - (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣業務と経路
 - (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 前項の規定にかかわらず、被災市は、緊急を要するときは、口頭、電話又は電信により応援市に対し応援を要請することができる。この場合において、被災市は、当該要請後速やかに応援市に対し、文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 被災市は、前条に規定する応援の要請を受けたときは、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 応援市は、前条に規定する応援の要請がないときであっても、当該被災市に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができるものとする。この場合において、前条に規定する応援要請があったものとみなす。

(応援業務の負担)

第5条 応援に関する経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）、地方自治法（昭和23年法律第67号）その他の法令に基づき行われるものについては、当該法令等に

災害時相互応援に関する協定書

定めるところによる。

- 2 前項に關するもの以外の経費については、相互扶助の精神に基づき、原則として応接市が負担するものとする。
- 3 前項の規定は、両市の事前の合意により、応接市が状況に応じて、当該経費を承擔することを妨げない。

(情報の交換)

第6条 両市は、この協定に基づく応接が円滑に行われるよう、早時から必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(連絡の窓口)

第7条 両市は、相互応接のための窓口として、あらかじめ連絡担当部署を定めるものとする。

(協定に関する協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に關し必要な事項は、その開催両市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、両市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年8月4日

大塚府桑佐野市市場東1丁目295番地の3
桑佐野市
桑佐野市長 千代松 大輔

兵庫県淡路市生穂新島8番地
淡路市
淡路市長 門 廣 直

災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定書

鳥佐野市（以下「甲」という。）とベータセス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時に鳥佐野市内に設置する仮設トイレの供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、鳥佐野市内に災害が発生し、仮設トイレの設置が必要となった場合に、甲が乙に対して仮設トイレの設置を要請すること及びその場合の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和59年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(協力体制)

第3条 甲と乙は、あらかじめこの協定に基づく協力の内容について協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

乙は、災害時において、円滑に協力することができるように、災害時から協力体制の構築に努めるものとする。

(連絡担当者)

第4条 甲と乙は、この協定に関する連絡担当者を定め、それぞれ相手方に通知する。連絡担当者を変更したときも、同様とする。

(協力要請)

第5条 甲は、鳥佐野市内に災害が発生し、保護衛生を保全するために、仮設トイレを設置する必要があるときは、乙に対して、甲が指定する場所に乙の保有する仮設トイレを設置するよう要請することができる。

乙 前項に規定する要請は、仮設トイレを設置する場所及び設置数その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、急を要する場合は等書面により難い場合は、この限りでない。

乙 前項ただし書の規定に基づき、書面以外の方法により第1項の要請を行った場合は、速やかに甲は乙に対して、要請内容を記載した書面を交付するものとする。

(協力の実施)

第6条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、優先的に保有する仮設トイレを設置するものとする。

乙は、仮設トイレの設置後速やかに、甲に対して、設置場所及び設置数その他必要な事項を記載した報告書を提出し、甲の承認を得るものとする。

(経費の負担等)

第7条 甲は、この協定に基づき、乙が仮設トイレを設置するために要した人員、機材等に関する経費について、甲が必要と認められた額を負担する。

乙 甲が負担する経費の額は、災害発生時の直前（災害時）における資料等を基準として、甲

乙協議の上、決定するものとする。

乙 乙は、協力内容等について甲の承認を得た後、甲に対して第1項及び前項において規定する経費の支払いを請求する。

4 甲は、乙から前項に規定する請求があった場合、請求日から20日以内に乙に支払うものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害がけの状態となった場合において、災害救助法が適用されるときは大規模災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和28年大府令第113号）に定めるところより補償し、それ以外のときは甲乙協議の上、その補償方法及び補償額を定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(解約)

第10条 この協定を解除する場合は、甲又は乙のいずれか一方が解除日の1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

2 甲は乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるときは、この協定を解除することができる。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 8月 7日

甲 鳥佐野市市長 第一丁目2-9「源池の森」
鳥佐野市
鳥佐野市長 千代松 大樹

乙 静岡県鳥佐野市区船泊町140番地 船泊ビル1103号室
ベータセス株式会社
代表取締役社長 横山 哲郎

災害廃棄物の処理に関する 基本協定書

泉佐野市
大栄環境ホールディングス株式会社

災害廃棄物の処理に関する基本協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と大栄環境ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、地震等災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう）及び不測の事態において、甲および甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物の処理を円滑に実施するための共通の事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、泉佐野市内において不測の事態が発生した場合における災害廃棄物の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

（定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲および甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事項（以下「災害廃棄物等の処理」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 災害廃棄物等の搬入、搬出作業
- (2) 災害廃棄物等の収集運搬
- (3) 災害廃棄物等の処分
- (4) 災害廃棄物処理計画等の策定および実施支援
- (5) 前各号に伴う必要な事項

（災害廃棄物等の処理の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資材等を派遣し、甲が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 両側の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 西利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

（連絡協議会）

第5条 甲乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- (1) 想定される危害および不安の事象について
 - (2) 暴力団員の平穏な、早期について
 - (3) 想定される危害防除等の具体的な内容（種類）及び数量について
 - (4) 危害防除等の請求、損害賠償について
 - (5) 危害防除等の効果期限について
 - (6) 危害防除等の処分について
 - (7) その他必要な事項
- (個別契約書の様式)
- 第6条 本協定書に基づき、甲が危害防除等の処置をここに承諾する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。
- (費用の負担)
- 第7条 第3条に規定する費用に基づき、乙が実施した危害防除等の処置に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

(給付金交付金（即金助成）への応募)

第8条 甲が、被災した本市町村（救済府県）に対して災害救助等の処置についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に基づき、可能な限り協力するものとする。

(甲の解除権)

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く拒否しなかつた場合又は甲の承諾する要件を満たせなかつた場合は、本協定書を解除できるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに貴族院の代議者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその専ら及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成9年法律第77号、以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を有素として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の役員又は運営に実質的に関与している暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与しているとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が被害若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしているときと認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が被害若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているときと認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に隔離されるべき関係を有しているときと認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしているときと認められたとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、被害又は不当な要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠りつつあったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(有効期間)

第11条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協定のない事項の取扱い)

第12条 本協定書に定めのない事項及び各項に協議が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年8月24日

甲 茨城県水戸市 水戸市 水戸市 水戸市
 泉佐治印
 自治体 水戸市

乙
 〒306-0001
 水戸市東区向洋町東二丁目2番4
 大栄建設ホールディングス株式会社
 代表取締役 金子文雄

包託連携協定書

栗佐野市（以下「甲」という。）と株式会社不二栗佐野工場（以下「乙」という。）は、次のとおり包託連携を締結する。

(目的)

第1条 甲と乙は、包託的な連携のもと相互に協力し、地域社会の発展及び安全・安心なまちづくりを目的として協定を締結する。

(連携の目的)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携・協力するものとする。

- (1) 栗佐野市はキャラクター「生犬鳴いヌナキーン」と不二家パンちゃんの双葉連携についてのこと
- (2) 双葉連携における支援協力についてのこと
- (3) その他相互に連携協力することが必要と認められる事項に関すること

(連携の実施)

第3条 本協定に関わる連携の実施にあたり、具体的な取決めが必要となる場合は、別途協議の上、同意を締結するものとする。

(協定期間)

第4条 本協定の期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3ヶ月前までに、甲又は乙がいずれかから更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、さらに1年間有効とし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第5条 甲又は乙が協定の締結の中途において協定解約を申し出た場合には、甲と乙は協議を行うものとする。この場合、協議が整わない場合は、甲又は乙は、相手方に対し、1ヶ月前までに書面で通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定を解除することが出来るものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年8月29日

甲 栗佐野市栗佐野第一丁目295番地の3
栗佐野市
市長 千代松 大 輔

乙 栗佐野市住吉町3
株式会社不二家
栗佐野工場長 徳 茂 文 雄

災害時における支援協力に関する覚書

泉佐野市（以下「甲」という。）と株式会社 不二家食品工場（以下「乙」という。）は、平成29年8月29日付で締結した包括連携協定に基づき、泉佐野市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が泉佐野市地域防災計画に基づき、市民の生命と財産を守る責務を果たすため行う応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）において、乙が実施する食糧等物資（以下「物資」という。）と施設・車両等の供給協力（以下「乙の協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が実施する災害時の応急対策に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に応急対策に必要であると認められるときは、乙に対し次の各号に掲げる事項の乙の協力を依頼するものとする。

- (1) 乙の取り扱う物資について、乙の業務に支障のない範囲で、甲に対して優先的に提供を行うこと。
- (2) 泉佐野市内にある乙の所有する保冷倉庫等の施設を乙の業務に支障のない範囲で、甲が確保する災害支援物資の保管施設として提供すること。
- (3) 乙の所有するフォークリフト等の車両等を乙の業務に支障のない範囲で、甲が行う災害時の応急対策業務に關し提供し、及びその役務の提供を行うこと。
- (4) その他、災害時の応急対策に関し甲乙が協議し認める事項。

（費用負担）

第3条 甲は、乙が実施した乙の協力に係る費用のうち、物資の供給に係る費用は、災害発生直前における乙の希望引当価格等を基準として、乙が算出した費用の全額を負担するものとする。また、施設、資機材及び車両等の提供及び役務に係る費用及びその負担割合については、甲乙が別途協議のうえ決定するものとする。

（請求及び支払い）

第4条 乙は、物資の引渡し又は納入が完了したときは、前条の物資の代金について、明細書を作成するとともに、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を乙に、乙が指定する方法にて支払うものとし、乙が銀行振り込みを指定した場合の振込手数料は甲が負担するものとする。

ただし、甲に代金の支払いに予算上の補填を必要とする等の事由が生じたときは、甲乙が別途協議する内容に基づき、甲が乙に支払うものとする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成29年9月1日から平成30年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとし、以後この例による。

（協議）

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成29年9月1日

甲 泉佐野市市長 千代松 大輔
泉佐野市
泉佐野市浦東1丁目295番地の3

乙 泉佐野市住吉町3
株式会社 不二家
泉佐野工場長 徳 茂 文 雄

災害廃棄物等（ごみ・し尿）の処理に関する協定書

泉佐野市（以下「甲」という。）と、泉佐野市清浄事業協同組合（以下「乙」という。）は、泉佐野市域において地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合には、災害廃棄物等の処理の支援協力を図り、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「泉佐野市地域防災計画」に基づき、災害廃棄物等の処理等を行うに実施するため、乙の甲に対する協力を図り、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等の地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

(協力の要請)

第3条 甲は、災害発生時の次の業務について、必要が生じた場合には乙に要請し、乙は可能な範囲で、最大限その他の業務に優先してこれを実施するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の搬去
- (2) 災害廃棄物等の収集・運搬
- (3) 必要な人材・資機材の提供
- (4) 前各号に伴う必要な事項

(経費の負担)

第4条 第3条に掲げる事項に使用した資機材及び消耗品の購入費その他の協力に必要な費用については、甲が負担するものとし、災害の発生における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基本額及び災害発生直前に発生した一般廃棄物の収集運搬手数料等その他の標準的な価格を基準に、甲乙協定のうえ決定するものとする。

(協力の要請の手続き)

第5条 甲は、協力を要請にあたっては、災害時協力の要請書（様式第1号、以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(実施報告)

1

第6条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、災害時等要請協力実施報告書（様式第2号、以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日速やかに報告書を提出するものとする。

(協力を要請した際の報告)

第7条 乙は、この協定に基づき災害廃棄物等の処理が行われるよう、必要資機材の確保が可能な状態を甲に速やかに報告するものとする。

(災害廃棄物等の処理の実施)

第8条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人財、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び資源回収に配慮し、その分別に努めること

(情報の提供)

第9条 甲は、地震等大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に地域の状況、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。

2 乙は、協力を要請の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、協力を要請を行う場合に於いて知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙から期間満了の1ヶ月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を1年更新し、以後もまた同様とする。

2

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうち各自1通を保有する。

平成29年11月16日

甲 泉佐野市市場東1丁目295-3
泉佐野市
代表者 泉佐野市長 千代壯 大輔

乙 泉佐野市清浄事業協同組合

組合長 泉佐野市日徳野 5017-1
株式会社 廣和
代表取締役 田中 武雄

組合員 泉佐野市長尾 1670-1
株式会社 泉野興業
代表取締役 泉野 明

組合員 泉佐野市大西 1丁目12-19
株式会社 瓦岩園会社
代表取締役 瓦岩

組合員 泉佐野市中町3丁目221
有限会社 高鉄
代表取締役 青山

組合員 泉佐野市江原町 85
株式会社 江原
代表取締役

組合員 泉佐野市長尾3359
株式会社 長尾
代表取締役

災害廃棄物等（ごみ・し尿）の処理に関する協定書

奥北野市（以下「甲」という。）と、奥北野市環境事業協同組合（以下「乙」という。）は、奥北野市域において地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合における災害廃棄物等の処理の災害協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「奥北野市地域防災計画」に基づき、災害廃棄物等の処理等を円滑に実施するため、この甲に対する協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害発生時の次の業務について、必要が生じた場合は乙に要請し、乙は可能な範囲で、最大限その他の業務に優先してこれを実施するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の搬入
- (2) 災害廃棄物等の収集・運搬
- (3) 必要な人材・資機材の提供
- (4) 前各号に伴う必要な事項

(経費の負担)

第4条 第3条に掲げる事項に使用した資機材及び消耗品の購入費その他協力に要した費用については、甲が負担するものとし、災害の発生における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び災害発生直前ににおける一般廃棄物の収集運搬手数料等その他市等の適正な価格を基準に、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協力要請の手続き)

第5条 甲は、協力要請にあたっては、災害時等協力要請書（様式第1号、以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、災害時等要請協力実施報告書（様式第2号、以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

第6条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、災害時等要請協力実施報告書（様式第2号、以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

(協力可能な資機材等の報告)

第7条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物等の処理が円滑に行われるよう、必要資機材の確保可能な状態を早に速やかに報告するものとする。

(災害廃棄物等の処理の要請)

第8条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人数、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 異部の生活保護と相なわないうよう十分配慮すること
- (2) 災害廃棄物等の利用方法及び再資源化に配慮し、その分別に努めること

(情報の提供)

第9条 甲は、地震等大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に市域の被災、復旧状況等必要な情報を適宜提供するものとする。

2 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、協力業務を行う場合に於いて知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定期限の日から1年とする。ただし、甲又は乙から期間満了の1ヶ月前までに相手方に対し、取換の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年11月16日

甲 泉佐野市市場1丁目295-3
泉佐野市
代表者 泉佐野市長 千代松 大勝

乙 泉佐野市南中町1068-31
泉佐野清浄事業協会の
代表理事 木村

組合員 泉佐野市農工
有限会社
代表者

組合員 泉佐野市
有限会社
代表者

組合員 泉佐野市南中町1068-31
有限会社
代表者

組合員 泉佐野市南中町1068-31
北谷衛生
北谷 一也

災害時相互応援に関する協定書

兵庫県豊山町と大塚府県豊野市は、大規模な災害時における災害対応対策及び災害復旧に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、いずれかの市域において、大規模な災害が発生し、応援を要請する市(以下「要請市」という)が独自で十分な対応策ができない場合において、一方の市(以下「応援市」という)が要請市の要請を受けて実施する災害時相互応援業務を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設・応急復旧等に必要資機材及び物資の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救護、応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災者の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 納骨場に関するものほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 要請市の長は、次に掲げる事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当課長に対して電話又は無線等により要請を行い、事後速やかに文書を提供するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合には、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合には、職員の種類、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合には、要請内容及び人数
- (5) 前条第6号及び第7号に掲げる応援を要請する場合には、要請内容及び人数
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施等)

第4条 応援市の長は、自らの業務に支障がない限り、随力これに応じ、被災に努めるものとする。

2 応援市の長は、前条の要請に応じることができない場合には、その旨を速やかに被災市の長に通知するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

- 2 要請市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市から要請があった場合には、応援市は当該経費を一時的に支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるものは経費負担等に関し必要な事項は、その都度両市が協議して定めるものとする。

(関係機関等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、要請市が地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところにより行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、要請市第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への任意給付中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主活動)

第7条 災害が発生し、要請市との連絡がとれない場合で、応援を行うとすると必要と認められたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、第5条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行うとする市の負担とする。

(連絡担当課長)

第8条 両市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当課長を定めておくものとする。

2 連絡担当課長は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(署名)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度、両市が協議して定めるものとする。

(遡用)

第11条 この協定は、平成29年12月27日から運用する。

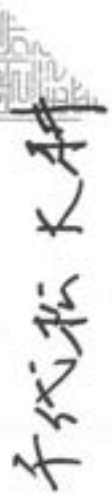
この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両市長が記名のうえ、各1通を保有する。

平成29年12月27日

兵庫県豊山町長



大塚府県豊野市長



災害廃棄物等（ごみ・し尿）の処理に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と、株式会社ダストトライ（以下「乙」という。）は、鳥取県内において地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合における災害廃棄物等の処理の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第1条 この協定は、「鳥取県西郷地区防犯計画」に基づき、災害廃棄物等の処理等を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力の要請）
第3条 甲は、災害発生時の次の業務について、必要が生じた場合は乙に要請し、乙は可能な範囲で、最大限その他の業務に優先してこれを実施するものとする。

- (1) 災害廃棄物等の搬入
- (2) 災害廃棄物等の収集・運搬
- (3) 必要な人材・資機材の提供
- (4) 前各号に伴う必要な事項

（経費の負担）
第4条 第3条に掲げる事項に要した資機材及び消耗品の購入費その他の協力に要した費用については、甲が負担するものとし、災害の発生における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基本額及び災害発生直前に貯蓄していた一般廃棄物の収集運搬手数料等その他の適正な価格を基準に、甲乙協定のうえ決定するものとする。

（協力の要請の手続き）
第5条 甲は、協力の要請にあたっては、災害時等協力量議書（様式第1号、以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合は、電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（実施報告）
第6条 乙は、前条の規定に基づき業務を実施したときは、災害時等協力量議書（様式第2号、以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。ただし、報告書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日速やかに報告書を提出するものとする。

（協力可能な資機材等の報告）
第7条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物等の処理が円滑に行われるよう、必要資機材の確保可能な数等の状況を甲に速やかに報告するものとする。

（災害廃棄物等の処理の高度）
第8条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人数、車両及び資機材を派遣し、甲が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること
(2) 災害廃棄物等の再処理及び再資源化に配慮し、その分別に努めること

（情報の提供）
第9条 甲は、地震等大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に市域の被災、被災状況等必要な情報を速立提供するものとする。

2 乙は、協力量議の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。
（守秘義務）
第10条 乙は、協力量議を行う場合に於いて知り得た情報を、甲以外の人に漏らしてはならない。

（協定）
第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その範囲、甲乙協定のうえ定めるものとする。

（協定の有効期間）
第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、甲又は乙から期間満了の1ヶ月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方押印のうえ各自1通を保存する。

平成30年3月26日

甲 泉佐野市蓮東1丁目206-3
泉佐野市
代表者 泉佐野市長 千代佳 才

乙 泉佐野市日輪
株式会社ダス
代表者 代表者

